

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年2月26日

【発行者名】 ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド  
(Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ブライアン・ガイエット (Brian Guyett)  
取締役 カール・マケネフ (Karl McEneff)

【本店の所在の場所】 アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5  
(Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健  
同 飯村 尚久

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 (03) 6212 - 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ  
毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド  
(DAIWA BOND FUND SERIES - MONTHLY DIVIDEND EURO BOND FUND)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】  
受益証券200億ユーロを上限とします。(上限見込金額は約2兆6,400億円)  
(注)ユーロの円貨換算は、別段の記載のない限り、便宜上、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成21年12月末日現在における対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=132.00円)によります。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成21年11月30日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」という。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、およびその他に訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円貨換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の為替レートとは異なっております。

（注）\_は訂正部分を示します。

## 2 【訂正箇所および訂正事項】

(1) 半期報告書の提出による訂正

### 第二部 ファンド情報

#### 第1 ファンドの状況

##### 5 運用状況

## (1) 投資状況

以下の内容に更新されます。

(2009年12月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(ユーロ)	投資比率(%)	
国債	イタリア	1,003,450.13	14.03	
	ドイツ	862,056.78	12.05	
	フランス	631,864.65	8.83	
	スペイン	303,589.02	4.24	
	ベルギー	293,314.96	4.10	
	ギリシャ	282,750.60	3.95	
	オランダ	196,036.76	2.74	
	オーストリア	173,725.76	2.43	
	韓国	53,208.50	0.74	
	ポルトガル	10,951.71	0.15	
	割引債 (財務省短期 証券)	スウェーデン	147,591.15	2.06
		ノルウェー	112,141.05	1.57
		イギリス	108,523.74	1.52
社債	米国	403,758.83	5.64	
	ドイツ	362,998.97	5.07	
	オランダ	299,786.25	4.19	
	イギリス	294,031.47	4.11	
	フランス	210,878.06	2.95	
	国際機関	159,391.60	2.23	
	ルクセンブルグ	146,838.37	2.05	
	オーストラリア	127,250.25	1.78	
	カナダ	103,146.95	1.44	
	アイルランド	91,050.70	1.27	
	スウェーデン	61,535.64	0.86	
	チェコ	51,826.80	0.72	
	ガーンジー島	43,646.48	0.61	
	スイス	39,524.96	0.55	
	ケイマン諸島	27,044.71	0.38	
	イタリア	25,246.75	0.35	
	オーストリア	13,453.06	0.19	
	ジャージー	6,780.00	0.09	
小計		6,647,394.66	92.91	
現金・預金・その他資産(負債控除後)		507,054.69	7.09	
合計 (純資産総額)		7,154,449.35 (944百万円)	100.00	

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。

(注2) 「5 運用状況」におけるユーロの円貨換算は、便宜上、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成21年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=132.00円)によります。

## (3) 運用実績

## 純資産の推移

以下の内容に更新されます。

下記各会計年度末ならびに2009年12月末日までの前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千ユーロ	百万円	ユーロ	円
第一会計年度末 (2003年5月末日)	44,990	5,939	10.28	1,357
第二会計年度末 (2004年5月末日)	24,503	3,234	9.97	1,316
第三会計年度末 (2005年5月末日)	18,744	2,474	10.39	1,371
第四会計年度末 (2006年5月末日)	12,971	1,712	9.85	1,300
第五会計年度末 (2007年5月末日)	10,026	1,323	9.58	1,265
第六会計年度末 (2008年5月末日)	8,910	1,176	9.41	1,242
第七会計年度末 (2009年5月末日)	7,608	1,004	9.70	1,280
2009年1月末日	8,032	1,060	9.58	1,265
2月末日	7,993	1,055	9.59	1,266
3月末日	7,834	1,034	9.62	1,270
4月末日	7,817	1,032	9.74	1,286
5月末日	7,608	1,004	9.70	1,280
6月末日	7,539	995	9.80	1,294
7月末日	7,531	994	10.00	1,320
8月末日	7,368	973	10.03	1,324
9月末日	7,258	958	10.07	1,329
10月末日	7,309	965	10.06	1,328
11月末日	7,242	956	10.08	1,331
12月末日	7,154	944	10.00	1,320

## 分配の推移

以下の内容に更新されます。

下記会計年度における月次分配金の単純合計は以下のとおりです。

	分配金（1口当たり）	
	ユーロ	円
第一会計年度 (2003年5月末日)	0.153	20.20
第二会計年度 (2004年5月末日)	0.340	44.88
第三会計年度 (2005年5月末日)	0.324	42.77
第四会計年度 (2006年5月末日)	0.305	40.26
第五会計年度 (2007年5月末日)	0.228	30.10
第六会計年度 (2008年5月末日)	0.228	30.10
第七会計年度 (2009年5月末日)	0.228	30.10

2009年12月末日までの前1年以内における各月の1口当たりの分配の推移は、以下のとおりです。

	分配金(1口当たり)	
	ユーロ	円
2009年1月	0.019	2.51
2月	0.019	2.51
3月	0.019	2.51
4月	0.019	2.51
5月	0.019	2.51
6月	0.019	2.51
7月	0.019	2.51
8月	0.019	2.51
9月	0.019	2.51
10月	0.019	2.51
11月	0.019	2.51
12月	0.019	2.51

#### 収益率の推移

以下の内容が追加されます。

下記期間における1年間の収益率は次のとおりです。

期間	収益率(注)
2009年1月1日～2009年12月31日	6.10%

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 2009年12月末日現在の1口当たり純資産価格(上記の分配金の合計額を加えた額)

b = 上記期間の直前の日の1口当たり純資産価格(分配落の額)

## 第 2 財務ハイライト情報

ファンドの中間財務書類の抜粋が追加されます。

### 中間財務書類

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、アイルランドにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、ユーロ、豪ドル、カナダドルまたは米ドルで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、平成21年12月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 132.00円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

## ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

## 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

## 資産・負債計算書

2009年11月30日現在

	2009年11月30日		2009年5月31日	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
<b>資産</b>				
現金預金	420,160	55,461	289,741	38,246
未収債権	157,316	20,766	17	2
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	6,933,824	915,265	7,510,285	991,358
<b>資産合計</b>	<b>7,511,300</b>	<b>991,492</b>	<b>7,800,043</b>	<b>1,029,606</b>
<b>負債</b>				
未払債務 - 1年以内支払期限到来	268,940	35,500	191,105	25,226
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融負債	-	-	1,203	159
<b>負債（買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産を除く）</b>	<b>268,940</b>	<b>35,500</b>	<b>192,308</b>	<b>25,385</b>
<b>買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産総額</b>	<b>7,242,360</b>	<b>955,992</b>	<b>7,607,735</b>	<b>1,004,221</b>



## ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

## 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

## 運用計算書

2009年11月30日に終了した期間

	2009年11月30日		2008年11月30日	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
<b>収益</b>				
預金利息	69	9	2,455	324
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益	473,844	62,547	377,091	49,776
収益合計	473,913	62,557	379,546	50,100
<b>費用</b>				
受託会社報酬	2,222	293	2,530	334
販売会社報酬	18,521	2,445	21,084	2,783
代行協会員報酬	3,704	489	4,217	557
投資運用報酬	12,349	1,630	12,651	1,670
投資顧問報酬	6,172	815	8,434	1,113
管理事務代行報酬	4,894	646	5,482	724
副保管費用	2,132	281	3,147	415
監査報酬	996	131	1,199	158
その他の費用	42,672	5,633	27,393	3,616
費用合計	93,662	12,363	86,137	11,370
純収益	380,251	50,193	293,409	38,730
<b>ファイナンス費用</b>				
分配金	(84,084)	(11,099)	(101,248)	(13,365)
ファイナンス費用合計	(84,084)	(11,099)	(101,248)	(13,365)
分配後の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の増加	296,167	39,094	192,161	25,365

## ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

## 中間財務書類に対する注記

2009年11月30日

## 主要な会計方針

サブ・ファンドが採用している重要な会計方針は、以下のとおりである。

作成の基準

財務書類は、損益計算書を通じて公正価値で保有する金融資産・負債の再評価額を計上して修正される取得原価主義、アイルランドにおいて一般に認められている会計基準および1990年ユニット・トラスト法を含むアイルランド法令に準拠して作成されている。真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する際の、アイルランドにおいて一般に認められている会計基準<sup>\*</sup>は、アイルランドの勅許会計士協会が公表し会計基準審議会が発行したものである。

<sup>\*</sup> FRS 29（財務報告基準第29号）「金融商品：開示」に対する改訂は、2009年5月に会計基準審議会によって公表された。

当該基準は、2009年1月1日以降に開始する会計期間について適用され、2010年5月31日に終了する年度の監査済財務書類に採用される。

損益計算書を通じて公正価値で測定する金融商品

このカテゴリーは、二つのサブ・カテゴリーを有する。すなわち、取引用に保有される金融商品および開始時に損益計算書を通じて公正価値で測定する経営陣が指定する金融商品である。

取引用に保有される金融商品（「取引用証券」）は、価格もしくはディーラー・マージンの一時的な変動からの利益を得るために取得される証券であるか、または短期利益取得の方向性が存在するポートフォリオに含まれている証券である。

先渡しおよび先物のようなデリバティブも、取引用に保有されると分類される。すべてのデリバティブは、サブ・ファンドの未収金の場合には資産に、サブ・ファンドの未払金の場合には負債に計上される。デリバティブの公正価値の増減は、運用計算書に計上される。

活発な市場で取引される金融商品の公正価値は、資産・負債計算書日の取引相場価格に基づいている。サブ・ファンドが保有する金融資産に関して使われる取引相場価格は、現在の買い呼び値である。損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産のカテゴリーの公正価値における変動から生じる損益は、損益が発生する期間の運用計算書に計上される。損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産には、最後の利払日以降に投資証券で稼得した利息が含まれる。

サブ・ファンドの取引用証券は、取引日に会計処理され、取得時の公正価値で記帳される。取引費用は、発生時に費用計上され、損益計算書を通じて公正価値で測定する純損益の部分として運用計算書に計上される。2009年11月30日に終了した期間の取引用金融商品からの損益はすべて、運用計算書に計上される。

公正価値の見積りは、市況および金融商品に関する情報に基づき、将来の特定時点で行われる。この見積額は性質上主観的であり不確実性を伴い、重要な判断の材料を、それゆえ正確に決定できない。仮定の変更は、見積りに著しく影響を及ぼし得る。

外貨

ファンドの財務書類に計上されている勘定科目は、サブ・ファンドが運用を行う主要な経済環境の通貨（機能通貨）を用いて計算される。機能通貨は、ユーロ・ボンド・ファンドに関してはユーロ（「EUR」）、オーストラリア・ボンド・ファンドに関しては豪ドル（「AUD」）、カナダ・ボンド・ファンドに関してはカナダドル（「CAD」）および米国優先証券ファンドに関しては米ドル（「US\$」）である。証券取引は、当該取引日に財務書類に記帳され、取引日の営業終了時の実勢為替レートで機能通貨に換算される。外貨建ての資産および負債は、資産・負債計算書日の為替レートでサブ・ファンドの機能通貨に換算される。取引活動から生じる外貨利益または損失は、運用計算書に計上される。

収益

受取配当金は、配当落ち日基準で被る還付されない源泉税込みで計上される。受取利息は、還付されない源泉税込みの実効利率法により会計処理される。証券のディスカウントおよびプレミアムは、当該証券の継続期間にわたり比例的に償却されるか付加される。

費用

費用は、発生基準により会計処理される。

### 純収益／（費用）および純資本の平準化

ファンドは、受益証券の分配金の支払水準が分配期間中にかかる受益証券の発行および買戻しによって影響を受けないことを確実にすることを企図して、各サブ・ファンドで平準化の会計処理を維持している。受益証券の募集価格は、それゆえサブ・ファンドの純未収収益および純利益／損失を参照して計算される平準化支払額を含むものと考えられ、受益証券に関する最初の分配金にはたいていかかる平準化支払額と同等の元本の支払いが含まれる。各受益証券の買戻価格にはまた、買戻日までのサブ・ファンドの純未収収益および純利益／損失に関する平準化支払額が含まれる。

### 買戻可能受益証券1口当たり純資産価格

買戻可能受益証券は、受益者の選択により買戻可能であり、金融負債として分類される。買戻可能受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産総額を発行済買戻可能受益証券口数で除することによって計算される。すべての買戻可能受益証券は、この価格で発行され買戻される。受益証券は、管理会社が買戻請求書を受領しかつ受け付ける取引日に買い戻される。

### 財務実施報告

財務書類の形式および一定の用語は、FRS 3「財務実施報告」に記述あるものから採用されている。管理会社の意見では、それらは投資信託としての各サブ・ファンド事業の性質をより適切に反映している。

### キャッシュ・フロー計算書

サブ・ファンドは、キャッシュ・フロー計算書を作成しないというFRS 1に従うオープンエンド型投資信託に適用可能な免除規定を享受している。

## 第三部 ファンドの詳細情報

### 第4 ファンドの経理状況

#### 1 財務諸表

ファンドの中間財務書類が追加されます。

#### 中間財務書類

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、アイルランドにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、ユーロ、豪ドル、カナダドルまたは米ドルで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、平成21年12月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 132.00円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

## ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

## 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

## 資産・負債計算書

2009年11月30日現在

	注記	2009年11月30日		2009年5月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
<b>資産</b>					
現金預金	5	420,160	55,461	289,741	38,246
未収債権	6	157,316	20,766	17	2
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	2,3	6,933,824	915,265	7,510,285	991,358
資産合計		7,511,300	991,492	7,800,043	1,029,606
<b>負債</b>					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	7	268,940	35,500	191,105	25,226
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融負債	2,3	-	-	1,203	159
負債（買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産を除く）		268,940	35,500	192,308	25,385
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産総額		7,242,360	955,992	7,607,735	1,004,221

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

## ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

## 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

## 運用計算書

2009年11月30日に終了した期間

	注記	2009年11月30日		2008年11月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
<b>収益</b>					
預金利息	2	69	9	2,455	324
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益	10	473,844	62,547	377,091	49,776
収益合計		473,913	62,557	379,546	50,100
<b>費用</b>					
受託会社報酬	9	2,222	293	2,530	334
販売会社報酬	9	18,521	2,445	21,084	2,783
代行協会員報酬	9	3,704	489	4,217	557
投資運用報酬	9	12,349	1,630	12,651	1,670
投資顧問報酬	9	6,172	815	8,434	1,113
管理事務代行報酬	9	4,894	646	5,482	724
副保管費用		2,132	281	3,147	415
監査報酬		996	131	1,199	158
その他の費用		42,672	5,633	27,393	3,616
費用合計		93,662	12,363	86,137	11,370
純収益		380,251	50,193	293,409	38,730
<b>ファイナンス費用</b>					
分配金	12	(84,084)	(11,099)	(101,248)	(13,365)
ファイナンス費用合計		(84,084)	(11,099)	(101,248)	(13,365)
分配後の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の増加		296,167	39,094	192,161	25,365

利益および損失は、専ら継続運用から生じた。

当運用計算書に表示された以外に、認識損益はない。

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ  
 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド  
 買戻可能受益証券保有者に帰属する  
 純資産の変動計算書  
 2009年11月30日に終了した期間

	2009年11月30日		2008年11月30日	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
期首現在買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	7,607,735	1,004,221	8,909,656	1,176,075
買戻可能受益証券の発行手取金	122,746	16,202	-	-
買戻可能受益証券の買戻支払金	(780,942)	(103,084)	(945,967)	(124,868)
純収益平準化(注2)	3,959	523	5,365	708
純資本平準化(注2)	(7,305)	(964)	(61,565)	(8,127)
分配後の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の増加	296,167	39,094	192,161	25,365
期末現在買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	7,242,360	955,992	8,099,650	1,069,154

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

## ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

## 中間財務書類に対する注記

2009年11月30日

## 1. 一般的情報

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ(以下「ファンド」という。)は、1990年ユニット・トラスト法の規定に従ってアイルランド金融規制当局の認可を受けたオープンエンド・アンブレラ型ユニット・トラストとして、2002年11月7日に設定された。

信託証書は、サブ・ファンドから成り立っている当ファンドを構成する。サブ・ファンドの受益証券の発行からの手取金は、サブ・ファンドに関してファンドの記録および帳簿に適用され、サブ・ファンドに起因する資産・負債および収益・費用は信託証書の規定を課されるサブ・ファンドに適用される。各サブ・ファンドの申込金は、当該サブ・ファンドの通貨建てでなければならない。サブ・ファンドおよびその表示通貨は、毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド(EUR:ユーロ)(以下「ユーロ・ボンド・ファンド」という。)、毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド(AUD:豪ドル)(以下「オーストラリア・ボンド・ファンド」という。)、毎月分配カナダ・ボンド・ファンド(CAD:カナダドル)(以下「カナダ・ボンド・ファンド」という。)および毎月分配 米国優先証券ファンド(US\$:米ドル)(以下「米国優先証券ファンド」という。)である。

ユーロ・ボンド・ファンドの主たる投資目的は、主としてヨーロッパの取引所および公認の取引所に上場されまたはそこで取引される国債、国際機関債、社債、資産担保証券を含むユーロ建債券の分散化されたポートフォリオにより構成される投資によって、長期的な資本成長を目指し、安定した態様のインカム・ゲインを追求することである。ユーロ・ボンド・ファンドは、新興市場に15%を超えて投資することはけっしてない。

オーストラリア・ボンド・ファンドの主たる投資目的は、適度な水準のリスクの下で、高水準の利息収入を確保し安定した分配を行うと共に、信託財産の中長期的な成長を達成することにある。この目的を達成するため、主として公認の取引所に上場されている、またはそこで取引されている豪ドル建ての債券に投資を行う。オーストラリア・ボンド・ファンドは、新興市場に10%を超えて投資することはけっしてない。

カナダ・ボンド・ファンドの主たる投資目的は、主として公認の取引所に上場されまたはそこで取引される国債、国際機関債、社債、カナダの地方債、資産担保証券を含むカナダドル建債券および/または公認の取引所で取引されるカナダの国内債に投資することによって、長期的な資本成長を目指し、かつ安定した態様のインカム・ゲインを追求することである。

米国優先証券ファンドの主たる投資目的は、主として米ドル建てまたは利息・元本等の支払が米ドル建てで行われる優先証券のポートフォリオに投資することによって、第一に高水準のインカム収益の提供を、第二に信託財産の成長を追求することである。

オーストラリア・ボンド・ファンドおよびユーロ・ボンド・ファンドは、2002年12月19日に運用を開始した。カナダ・ボンド・ファンドは2003年6月30日に運用を開始し、米国優先証券ファンドは2003年9月30日に運用を開始した。

米国優先証券ファンドの受益証券は、2003年12月9日にアイルランド証券取引所に上場された。

## 2. 主要な会計方針

サブ・ファンドが採用している重要な会計方針は、以下のとおりである。

作成の基準

財務書類は、損益計算書を通じて公正価値で保有する金融資産・負債の再評価額を計上して修正される取得原価主義、アイルランドにおいて一般に認められている会計基準および1990年ユニット・トラスト法を含むアイルランド法令に準拠して作成されている。真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する際の、アイルランドにおいて一般に認められている会計基準<sup>\*</sup>は、アイルランドの勅許会計士協会が公表し会計基準審議会が発行したものである。

<sup>\*</sup> FRS 29(財務報告基準第29号)「金融商品:開示」に対する改訂は、2009年5月に会計基準審議会によって公表された。

当該基準は、2009年1月1日以降に開始する会計期間について適用され、2010年5月31日に終了する年度の監査済財務書類に採用される。

損益計算書を通じて公正価値で測定する金融商品

このカテゴリーは、二つのサブ・カテゴリーを有する。すなわち、取引用に保有される金融商品および開始時に損益計算書を通じて公正価値で測定する経営陣が指定する金融商品である。

取引用に保有される金融商品(「取引用証券」)は、価格もしくはディーラー・マージンの一時的な変動からの利益を得るために取得される証券であるか、または短期利益取得の方向性が存在するポートフォリオに含まれている証券である。

先渡しおよび先物のようなデリバティブも、取引用に保有されると分類される。すべてのデリバティブは、サブ・ファンドの未収金の場合には資産に、サブ・ファンドの未払金の場合には負債に計上される。デリバティブの公正価値の増減は、運用計算書に計上される。



活発な市場で取引される金融商品の公正価額は、資産・負債計算書日の取引相場価格に基づいている。サブ・ファンドが保有する金融資産に関して使われる取引相場価格は、現在の買い呼び値である。損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産のカテゴリの公正価値における変動から生じる損益は、損益が発生する期間の運用計算書に計上される。損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産には、最後の利払日以降に投資証券で稼得した利息が含まれる。

サブ・ファンドの取引用証券は、取引日に会計処理され、取得時の公正価額で記帳される。取引費用は、発生時に費用計上され、損益計算書を通じて公正価値で測定する純損益の部分として運用計算書に計上される。2009年11月30日に終了した期間の取引用金融商品からの損益はすべて、運用計算書に計上される。

公正価額の見積りは、市況および金融商品に関する情報に基づき、将来の特定時点で行われる。この見積額は性質上主観的であり不確実性を伴い、重要な判断の材料を、それゆえ正確に決定できない。仮定の変更は、見積りに著しく影響を及ぼし得る。

#### 外貨

ファンドの財務書類に計上されている勘定科目は、サブ・ファンドが運用を行う主要な経済環境の通貨(機能通貨)を用いて計算される。機能通貨は、ユーロ・bond・ファンドに関してはユーロ(「EUR」)、オーストラリア・bond・ファンドに関しては豪ドル(「AUD」)、カナダ・bond・ファンドに関してはカナダドル(「CAD」)および米国優先証券ファンドに関しては米ドル(「US\$」)である。証券取引は、当該取引日に財務書類に記帳され、取引日の営業終了時の実勢為替レートで機能通貨に換算される。外貨建ての資産および負債は、資産・負債計算書日の為替レートでサブ・ファンドの機能通貨に換算される。取引活動から生じる外貨利益または損失は、運用計算書に計上される。

#### 収益

受取配当金は、配当落ち日基準で被る還付されない源泉税込みで計上される。受取利息は、還付されない源泉税込みの実効利率法により会計処理される。証券のディスカウントおよびプレミアムは、当該証券の継続期間にわたり比例的に償却されるが付加される。

#### 費用

費用は、発生基準により会計処理される。

#### 純収益/(費用)および純資本の平準化

ファンドは、受益証券の分配金の支払水準が分配期間中にかかる受益証券の発行および買戻しによって影響を受けないことを確実にすることを企図して、各サブ・ファンドで平準化の会計処理を維持している。受益証券の募集価格は、それゆえサブ・ファンドの純未収収益および純利益/損失を参照して計算される平準化支払額を含むものと考えられ、受益証券に関する最初の分配金にはたいていかかる平準化支払額と同等の元本の支払いが含まれる。各受益証券の買戻価格にはまた、買戻日までのサブ・ファンドの純未収収益および純利益/損失に関する平準化支払額が含まれる。

#### 買戻可能受益証券1口当たり純資産価格

買戻可能受益証券は、受益者の選択により買戻可能であり、金融負債として分類される。買戻可能受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産総額を発行済買戻可能受益証券口数で除することによって計算される。すべての買戻可能受益証券は、この価格で発行され買戻される。受益証券は、管理会社が買戻請求書を受領しかつ受け付ける取引日に買い戻される。

#### 財務実施報告

財務書類の形式および一定の用語は、FRS 3「財務実施報告」に記述あるものから採用されている。管理会社の意見では、それらは投資信託としての各サブ・ファンド事業の性質をより適切に反映している。

#### キャッシュ・フロー計算書

サブ・ファンドは、キャッシュ・フロー計算書を作成しないというFRS 1に従うオープンエンド型投資信託に適用可能な免除規定を享受している。

### 3. 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産・負債

2009年11月30日	EUR	AUD	CAD	US\$
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有:				
- 債務証券	6,815,306	67,357,506	53,495,597	-
- 優先証券	-	-	-	25,217,370
- 株式関連証券	-	-	-	6,559,029
- 先渡契約	8	-	-	-
- 投資有価証券配当金	-	-	-	17,900

- 投資有価証券発生利息	118,510	1,196,795	1,004,092	513,076
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産合計	6,933,824	68,554,301	54,499,689	32,307,375
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融負債				
取引用に保有:				
- 先物契約	-	26,003	-	-
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融負債合計	-	26,003	-	-

2009年5月31日	EUR	AUD	CAD	US\$
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有:				
- 債務証券	7,357,511	76,508,335	58,513,452	-
- 優先証券	-	-	-	38,256,347
- 株式関連証券	-	-	-	2,527,566
- 先渡契約	454	-	-	-
- 投資有価証券配当金	-	-	-	17,900
- 投資有価証券発生利息	152,320	1,354,637	1,153,970	681,686
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産合計	7,510,285	77,862,972	59,667,422	41,483,499
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融負債				
取引用に保有:				
- 先渡契約	1,203	-	-	-
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融負債合計	1,203	-	-	-

#### 4. リスク要因

サブ・ファンドの金融商品から発生する主要リスクは、以下のように要約される。

米国優先証券ファンド(ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシーが作成)

下記に、いくつかの重要なリスク・タイプならびにブラックロックがかかる特別リスクの査定、モニターおよび管理を実行しているプロセスの概略を記載する。

##### 市場リスク

市場リスクは、証券、デリバティブまたはデリバティブが関係する裏付資産、参照金利もしくは指数に対する市場の不利な変動(資産価格、ボラティリティ、イールドカーブの変化、推定オプション・ボラティリティまたはその他の市場変数を含む。)に係るリスクを示す。かかるリスクは、金融商品またはその派生商品(デリバティブ)を保有することにより発生し、金融商品または市場の価格変動に対するリスク負担を生じる。

以下の特別プロセスが、市場リスクをコントロールし投機を禁止するため実施される。

- ・ デリバティブが全額払込済エクスポージャー・ベースで組み入れられている場合、サブ・ファンドの市場リスクはブラックロックが査定する。オプションまたはオプション関連デリバティブが利用される場合、エクスポージャー(リスク負担)はデルタ加重ベースで決定される。
- ・ ポートフォリオのギアリングに関する制限が実施される(すなわち、市場エクスポージャーのレベルが、サブ・ファンドの市場価格を超える場合)。デリバティブは、サブ・ファンドの投資ガイドラインにより課されたギアリング/借入制限を回避する目的で利用することはできない。
- ・ ある資産クラスに対するサブ・ファンドの純エクスポージャー(デリバティブ商品のデルタ加重エクスポージャーを含む。)は、サブ・ファンドの投資ガイドラインにより制限される。
- ・ エクスポージャーを得るためデリバティブ・ポジションを利用する場合、サブ・ファンドは、純デリバティブ・ポジションから発生し得る債務を弁済するため十分な現金または妥当な同等流動資産を保有する。エクスポージャーを除くためデリ

パティプ・ポジションを利用する場合、サブ・ファンドは、合理的なヘッジであるとみなされる資産を保有する。

ポートフォリオの構築は、総合的リスク・コントロールの枠組みの中で行われる。適切な場合、投資監督者またはシニア・ファンド・インベストメント・マネジャーは、ベンチマーク（B of A メリルリンチ・ハイブリッド・プリファード・セキュリティーズ）と対照して達成済のファンドの運用成績および実績目標を定期的に監視し精査する。関係する場合、かかる者はまた、社内およびチームの目標と一致させるため資産配分およびセクター戦略の再検討も行う。

サブ・ファンドについて、定期的に投資の見直しを実施される。リスク報告は、バラ・イージス、ファクトセット・ポートフォリオ分析、リッパー・ヒンドサイトおよびS & Pマイクロバル等のシステム、ならびに多くのブラックロック社内開発による分析ツールから得た（ただし、これらに限定されない）情報および分析を利用する。

ブラックロック独自の定量リスク管理分析技術は、すべてのセクター、個別ポートフォリオおよび証券ならびに指数および特製ベンチマークのリスク特性（金利、イールドカーブ、キャッシュフロー、信用および流動性リスクを含む。）のモデルを作り出す。日々更新され、広範囲にわたるリスク基準には、デュレーション、スワップ・スプレッド・デュレーション、主要金利デュレーション、凸性、オプション調整後デュレーション、売買スプレッドおよびボラティリティを含む。また独自の分析システムは、購入前に各取引のリバースエンジニアリング（逆行分析）をブラックロックが行うことを可能にする。証券（およびポートフォリオ）は、「もし~だったらどうなるか」というシナリオの主題とされ、金利の変動が有効デュレーションおよび証券とポートフォリオのキャッシュフローに及ぼす影響が識別される。この種の分析は、各証券およびそのパラメータ上の特性についての完全な理解を提供し、しばしば他の分析手法では明白にならないと思われる、価値に影響する証券の構造的特徴を明らかにする。

想定最大損失額（「VaR」）は、ブラックロックがポートフォリオ全体のリスクを測定するため利用するツールの一つである。ブラックロックのVaRの数値は、以下の二通りに解釈され得る。

- 1) 「予想」最悪損失 - 1年間に、ポートフォリオがそのドル建てVaRを超えない損失を負う確率は95%である。
- 2) 定期的発生事象 - 20年に1度、ポートフォリオは、VaRを上回るかまたはVaRに等しい損失を被ることになる。

ブラックロックは、複数のVaR手法を調査し完成させた。ブラックロックは、特定の債券もしくは取引戦略に係るリスク、または利用可能なVaR手法のうち最も適切なものを利用するポートフォリオのリスクを測定することができる。ブラックロックは、適宜、以下のVaR手法を利用する。

- 分析VaR
- モンテカルロ模擬VaR
- デルタ・ガンマ過去VaR
- 過去シミュレーションVaR

ブラックロックは二種のVaR手法を実施しており、これらが、本リスク分析を二方向に展開する。

- グローバルVaR、海外金利および為替レートに対するエクスポージャーを組み込むもの。
  - 一般化VaR、基本リスク（すなわち、推定ボラティリティおよびスプレッド）に対するエクスポージャーを組み込むもの。
- サブ・ファンドの投資ガイドラインには、具体的なVaR制限の概略を記載していない。しかし、ブラックロックのリスク・定量分析（RQA）グループは、毎日、毎週および毎月、サブ・ファンドのリスクを監視している。サブ・ファンドのパラメータ上のリスクが、類似の投資指図に従う他のファンドと著しく異なっている場合、リスク・定量分析グループは、インベストメント・マネジャーに対し、リスクを軽減するため原因を見極めるよう注意を促す。

VaRに対するブラックロック手法の基礎的要素は、主要レート・デュレーション、主要構成要素分析およびシナリオ分析である。ブラックロックは、イールドカーブ上の異なる11地点に対するポートフォリオの感応度を測定する主要レート・デュレーション手法を利用する。主要レート・デュレーションは、平行地点のイールドカーブの変化を部分的イールドカーブの変化に分解する。主要構成要素は見落とされている要因であり、金利の過去の変動の「大部分」を説明している。ブラックロックは、JPモルガンのリスクメトリックス<sup>TM</sup>月次データ・セットを使用して、こうした従来から支配的であったイールドカーブの動きから生じるポートフォリオのエクスポージャーを計算する。主要レート・デュレーション、主要構成要素分析およびシナリオ分析は、VaRに関するすべての業務においてブラックロックにより利用される。

分析VaR - 主要レート・デュレーションを組入れ、キャッシュフローが不安定な証券を売買するためブラックロックが一般化したリスクメトリックス<sup>TM</sup>手法

モンテカルロ模擬VaR - 価値構造の変化を計算するための金利の変動予想および値動きの経験的分布機能についての分析を用いた、イールドカーブ移動の分布予想からのサンプリング（見本抽出）

デルタ・ガンマ過去VaR - 直近260営業日のスポット・カーブの実際の時系列変化が、集められる。証券およびポートフォリオのドル建て収益は、これらの過去のスポット・カーブの変化、主要レート・デュレーションおよび主要レートの凸性を用いて概算される。VaRは、ポートフォリオの過去のドル建て収益の分配概算額の5%として算定される。

直接的過去シミュレーション - 直近260日の実際価格が集められる。VaRは、ポートフォリオの過去のドル建て収益の実分配額の5%として算定される。

ブラックロックのVaR分析システムにより、ボラティリティ、デュレーションおよびセクター配分をブラックロックが個別に詳細に監視し、サブ・ファンドが負っている特別リスクをブラックロックが識別し定量化することができる。

2009年11月30日のサブ・ファンドの総V a R (ボラティリティ、デュレーションおよびセクター配分を含む各要素からのリスク寄与の合計)は、1年間でベンチマークの7.51%であった。このため、2009年11月30日のサブ・ファンドの純資産総額41,437,102米ドルに照らし、1年間の想定最大損失額(V a R)は7.51%であると予想され、2,900,597米ドルに相当した。大幅な増加に関して二つの主要な要素が存在する。一つ目は市場におけるボラティリティが非常に高く、ポートフォリオおよびベンチマークの両方のV a Rにおける増加への寄与である。二つ目の要素は、ポートフォリオおよびベンチマークの保有である。

ポートフォリオのV a R (2009年11月30日現在)

	寄与(%/年)
総リスク	7.51%

2009年5月31日のサブ・ファンドの総V a R (ボラティリティ、デュレーションおよびセクター配分を含む各要素からのリスク寄与の合計)は、1年間でベンチマークの20.69%であった。このため、2009年5月31日のサブ・ファンドの純資産総額56,927,209米ドルに照らし、1年間の想定最大損失額(V a R)は20.69%であると予想され、11,778,239米ドルに相当した。ポートフォリオのV a R (2009年5月31日現在)

	寄与(%/年)
総リスク	20.69%

サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券を言及している。

#### 金利リスク

金利は、国際金融市場の需要と供給の要因により決定され、かかる市場は、マクロ経済的要因、投機および中央銀行と政府の介入によって影響を受ける。短期ないし長期の金利の変動は、サブ・ファンドの純資産額に影響を及ぼすことがある。金利リスクは、金利レベル、イールドカーブの勾配、イールドカーブの形状またはその他の金利関連事項の変動から生じるリスクである。

サブ・ファンドの投資目的の範囲内の金利リスクの制約(主に、デュレーション・リスクの制約内で定められる。)は、チャールズ・リバーおよびアラジンのコンプライアンス部門のモニター・システムにより監視され、例外について、日々、インベストメント・マネジャー、アカウント・マネジャー、ブラックロックの法務・コンプライアンス部門に報告される。

金利エクスポージャー報告書は、ファンド運用チームに定期的に提供される。金利エクスポージャーの提示方法として、ベンチマークであるB o f A メリルリンチ・ハイブリッド・プリファード・セキュリティーズ・インデックスからの偏差が、デュレーション別に、満期バケット、通貨、セクターまたは格付毎に詳述される。一定の状況において、エクスポージャーはまたモデル・ポートフォリオとも比較され、モデルからの偏差が強調される。

2009年11月30日現在、サブ・ファンドの総カーブ・エクスポージャーのV a Rは年間でベンチマークの-0.19%であり、78,731米ドルに相当した。リスク寄与の期間中に、ポートフォリオの金利リスクは、ポートフォリオに対する全体的リスクを減らした。

カーブV a R分析(2009年11月30日現在)

リスク・グループ	デュレーション(年)	寄与(%/年)
カーブ	0	-0.19
米国財務省証券	0	-0.19
3ヶ月	-0.13	0
1年	-0.02	0
2年	-0.08	0.02
3年	-0.32	0.12
5年	-0.1	0.05
7年	0.72	-0.41
10年	2.99	-1.83
15年	-0.88	0.53
20年	-0.8	0.46
25年	-0.68	0.40
30年	-0.7	0.45

下記の「寄与(%/年)」欄の数字は、イールドカーブの様々な部分でサブ・ファンドのカーブ・ポジショニングが、年間にどの程度のリスクを追加するか、またはポートフォリオ全体のリスクを減らすかをパーセントの単位で表示している。2009年5月31日現在、サブ・ファンドの総カーブ・エクスポージャーのV a Rは年間でベンチマークの-0.37%であり、210,631米ドルに相当した。

カーブV a R分析(2009年5月31日現在)

リスク・グループ	デュレーション(年)	寄与(%/年)
----------	------------	---------

カーブ	0	- 0.37
米国財務省証券	0	- 0.37
3ヶ月	0.01	0
1年	- 0.04	0
2年	- 0.09	0.02
3年	- 0.32	0.10
5年	- 0.41	0.17
7年	0.12	- 0.06
10年	4.43	- 2.14
15年	- 1.13	0.45
20年	- 0.95	0.38
25年	- 0.76	0.32
30年	- 0.87	0.37

## 信用リスク

債券価格は、その信用特性の変化につれて変動する可能性がある。通常、発行体の信用格付が低下すればするほど、その取引による収益率は高くなり、不履行の可能性も高くなる。信用調査は、価値を追加する機会を見極め、信用問題を回避し、かつ直面し得る問題をうまく処理することを目指している。そのため、ブラックロックは、セクター別課税対象（投資適格および高利回り）債券アナリストおよび地方債アナリストから成るグローバル信用調査チームを編成している。信用アナリストは社債、高利回り債および地方債インベストメント・マネジャーと緊密に作業を行うが、調査担当アナリストが信用度を承認しない限り、債券は購入されない。アナリストは、以下の企業の識別に努める。

- (a) 各業界で良好な位置を占めている企業
- (b) 強力で安定した経営チームを擁する企業
- (c) 健全な経営、会計および管理状況を示している企業
- (d) 持続可能で比較的予想可能なキャッシュフローを生み出している企業、および
- (e) 合理的な財務上の弾力性を維持している企業

ブラックロックのアナリストは、財務書類の審査および企業の経営陣との協議を通じ各々の信用度を評価する。ブラックロックは、企業の経営陣とのコミュニケーションにより極めて貴重な識見を得られると確信している。投資が決定された場合、すべての投資対象について全く同様の規律で継続的に調査が行われる。信用アナリストは自らの業種を綿密に検討し、ポートフォリオのすべての持高、関係指数の銘柄およびブラックロックが所有していないが所有が考えられ得る銘柄の監視について責任を有する。

通常の状況において、サブ・ファンドは、その資産総額の少なくとも80%を、確立された格付機関によりB a a / B B Bの投資適格と格付けされているか、または格付がない場合には投資運用会社により同等の品質であるとみなされる優先証券または債務証券に投資する。

サブ・ファンドは、その資産総額の20%を限度に、投資不適格（ムーディーズによるB a以下、スタンダード・アンド・プアーズによるB B以下またはフィッチによるB B以下）の証券、または格付がない場合には投資運用会社により同等の品質であるとみなされる証券に投資することができるが、当該証券は、投資適格と格付けされている上位債務を発行済の発行体により発行されていることを条件とする。サブ・ファンドがある発行体の優先証券または債務証券を購入した後に当該発行体が投資不適格に格下げされた場合、サブ・ファンドは、当該優先証券または債務証券を保有し続けることができるが、投資運用会社は、合理的な期間内に当該優先証券債務を売却するよう努力する。

サブ・ファンドはまた、その資産総額の20%を限度に普通株式に投資することができる。サブ・ファンドは、直接普通株式に投資するつもりはなく、証券の転換可能特性、受益証券の売出しもしくは公開買付の際の転換可能特性により、または証券もしくは類似取引の再編もしくは破綻に関連して普通株式を取得し保有することがある。

格付カテゴリー別ポートフォリオ（2009年11月30日現在）

格付	ポートフォリオ（%NAV）	ベンチマーク（%NAV）	差
政府	0.64	0.00	0.64
A A	7.01	9.06	- 2.05
A	31.16	73.59	- 42.43
B B B	20.67	17.34	3.33
B B	4.14	0.00	4.14
その他	13.87	0.00	13.87
現金	22.51	0.00	22.51
合計	100.00	100.00	0.00

## 格付カテゴリー別ポートフォリオ（2009年5月31日現在）

格付	ポートフォリオ（%NAV）	ベンチマーク（%NAV）	差
政府	0.45	0.00	0.45
AA	4.56	25.63	- 21.07
A	17.53	64.50	- 46.97
BBB	20.48	9.87	10.61
BB	0.62	0.00	0.62
その他	3.57	0.00	3.57
現金	52.79	0.00	52.79
合計	100.00	100.00	0.00

信用リスクには、取引相手方リスクと決済リスクも含まれる。取引相手方リスクとは、取引相手方が締結した約定を履行できないもしくは履行する意思がなく、サブ・ファンドに財務損失を被らせるリスクである。サブ・ファンドは、取引相手方がさらされるすべてのリスクを負っており、これには、取引相手方の投資対象および現金に関するリスクを含む。レボ契約、逆レボ契約および証券貸付において取引相手方に認められる最低短期格付は、A - 2 / P - 2 相当である。（注：取引相手方が格付を得ていない場合、「推定」格付が容認される。また、格付のない取引相手方が認められるのは、少なくともA - 2 / P - 2 の格付を得てこれを維持している機関である取引相手方の不履行により被った損失に対しサブ・ファンドが補償される場合である。）

- ・ ブラックロックは、取引相手方の信用度の評価を可能にするプロセスを実施し、各取引相手方に対するエクスポージャーについて制限を定めている。承認された取引相手方およびエクスポージャー制限のリストは、ブラックロックの最高信用リスク担当役員により定期的に承認および審査される。
- ・ 承認された取引相手方に対する取引相手方リスク・エクスポージャーは、確定制限に照らし、ブラックロックのコンプライアンス部門により監視される。
- ・ ブラックロックの法務・コンプライアンス部門は、適用ある規制要件の遵守、適切な法律文書作成の履行および必要に応じた取引相手方の法律上の資格に関する判断を確実にすることをサポートする。
- ・ すべての上場デリバティブ取引はブローカーを通じて実行され、清算ブローカーを通じて決済され、適切な文書調査を経てブラックロックのデリバティブ監督委員会により承認される。
- ・ 店頭デリバティブ取引は、承認された取引相手方（サブ・ファンドの適用ある特別要件を満たす者）との間でのみ、また取引の取決めがブラックロックの法務・コンプライアンス部門により承認された方法で文書化されている場合のみ実施される。

決済リスクとは、予定された決済金の支払または債務が適時にまたは全く履行されないリスクである。決済は、取引がそのすべての当事者（ブローカーまたはディーラー、清算機関およびその他の金融機関を含む。）の帳簿および記録に記載される際のプロセスと定義される。

サブ・ファンドが投資する大部分の市場は、決済リスクが最少のDVP（引渡しと支払の同時決済）である。市場がDVPではない（例えば、ロシア）と分類される場合、取引者本人に関する決済リスクを避けるため、ブローカーとの間で特別な決済上の合意（前払い/前渡し）が定められる。

## 流動性リスク

流動性リスクは、（ ）市場に十分な興行がないかまたは市場が混乱しているため、特定の証券またはデリバティブのポジションを容易に終了または相殺することができないリスク、または（ ）デリバティブ取引から生じたサブ・ファンドの金融債務（追加証拠金請求等）が履行され得ないリスクを示す。サブ・ファンドの主たる責務は、投資家が売却を希望する受益証券を買い戻すことである。受益証券は、管理会社が買戻請求書を受領しかつ受け付ける取引日に買い戻される。

さらに、優先証券は、事実上、普通株式等のその他多くの証券に比べ流動性が欠くことがある。サブ・ファンドは、優先証券を適当な価格および時期に処分することが困難なことがある。

流動性リスクは、以下の方法でコントロールされる。

- ・ ブラックロックの投資運用担当者は、各特定のサブ・ファンドの投資目的および流動性要件との関連で利用されるすべての商品（デリバティブを含む。）の流動性を考慮して、これを維持する。現金ポジションについて、各サブ・ファンドがそのデリバティブ・ポジションおよび受益者による買戻しから発生する債務を十分に弁済し得ることを確保するため、日々監視および報告が行われる。
- ・ ブラックロックはまた、サブ・ファンドの現金比重を見直す手順、および極端な市場変動の場合に満期に債務を弁済するための流動性要件の充足を確保する手順を実施している。
- ・ RQAは、流動性リスクに対し格別に敏感に反応するサブ・ファンド、例えば、高利回り債、特殊市場または特殊産業セクターに多額の投資を行っているサブ・ファンドについて特別な審査を実施する。かかる審査から発生した重要な問題点

は、指定された者に報告される。

- ・ すべての流通銘柄は、日々、市場の情報に基づき評価される。非流通銘柄は、必要に応じ、また公式には毎月、ブラックロックのプライシング委員会により正確を期するため審査される。
- ・ ブラックロックのプライシング委員会はまた、資産の流動性に影響を及ぼす重大な市場事由（本国送金問題等）を処理する。

流動性の表：満期別ポートフォリオ（2009年11月30日現在）

満期バケット	ポートフォリオ（%NAV）	デュレーション寄与
現金	22.51	0.00
0年から1年	13.87	0.047
1年から3年	0.00	0.00
3年から5年	0.00	0.00
5年から7年	0.00	0.00
7年から10年	0.64	0.048
15年から20年	4.26	0.21
20年以上	58.72	3.326
合計	100.00	3.632

流動性の表：満期別ポートフォリオ（2009年5月31日現在）

満期バケット	ポートフォリオ（%NAV）	デュレーション寄与
現金	52.77	0.00
0年から1年	0.00	0.00
1年から3年	3.57	0.04
3年から5年	0.00	0.04
5年から7年	0.00	0.00
7年から10年	0.45	0.04
15年から20年	2.51	0.13
20年以上	40.69	2.29
合計	100.00	2.51

2009年11月30日現在のサブ・ファンドの金融資産および金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヶ月未満 US\$	1ヶ月～1年 US\$	1年超 US\$	満期日 設定無し US\$	合計 US\$
負債					
未払債務	334,558	-	-	-	334,558
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産 総額	41,437,102	-	-	-	41,437,102
負債合計	41,771,660	-	-	-	41,771,660



2009年5月31日現在のサブ・ファンドの金融資産および金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヶ月未満 US \$	1ヶ月～1年 US \$	1年超 US \$	満期日 設定無し US \$	合計 US \$
負債					
未払債務	622,076	-	-	-	622,076
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産 総額	56,927,209	-	-	-	56,927,209
負債合計	57,549,285	-	-	-	57,549,285

サブ・ファンドによる借入れは、流動性を得ることを目的とする場合にのみ認められ、いつでもサブ・ファンドの純資産の最大10%に限定される。サブ・ファンドは、受益者に対する買戻代金の支払資金を調達するため、またはその他の投資対象の売却もしくは買戻しによる手取金を受領するまでの新規投資上の短期資金調達のため短期の借入れを行うことができる。

サブ・ファンドの買戻し方針上、買戻請求書は、管理会社の事務所において買戻しが実行される取引日の午前10時(ダブリン時間)までに受領されていなければならない。受益証券は、管理会社が買戻請求書を受領しかつ受け付ける取引日に買い戻される。買戻金は、買戻しが実行される取引日(同日を含む。)から5営業日目までに、サブ・ファンドの基準通貨で受益者の口座宛に銀行電信振替により支払われる。

#### 通貨リスク

サブ・ファンドの通貨エクスポージャーは、同注記4に後述されている。

#### オーストラリア・ボンド・ファンド(AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドが作成)('AMP C I')

ダイワ・オーストラリア・ボンド・ファンドが直面する主要リスクは、インベストメント・マネジャーが投資指図に従い当該リスクを管理および監視する方法についての概要とともに、以下に記載される。

リスク報告書は、毎日、ポートフォリオ構築・リスク管理責任者および債券責任者により精査される。そのため、前日のポジショニングの予定外の大きな変更は、経営陣から問いただされる。さらに、リスク会議が毎週開催され、各セクター・チームの責任者および債券責任者が、各ポートフォリオのリスクについて協議する。

#### 市場リスク

##### 市場リスクの監視プロセス

サブ・ファンドの市場リスクは、多くのレベルで、投資運用会社により管理される。インベストメント・マネジャーは、マクロ経済上の変動(金利の変動および金利スプレッドの変化等)に関連しポートフォリオのリターンへの感応度を監視する。AMP C Iのポートフォリオ構築・リスク管理チームは、ダイワ・オーストラリア・ボンド・ファンドのリスク予算を決定するため社内で開発されたリスク管理システムを利用し、次にかかる予算を監視する。これにより、インベストメント・マネジャーは、サブ・ファンドのリスクおよびリターン目標を達成するための適切な投資戦略を策定することができる。

実際のポートフォリオ組成上の主要ツールは、AMP C Iの社内で開発された投資運用システムである「総合ポートフォリオ管理システム(GPMS)」である。GPMSは、サブ・ファンドの金利リスクおよび信用リスク報告書を毎日作成し、インベストメント・マネジャーおよびチーム全体が当該報告書を検討する。これらの報告書では、個々の証券レベルまで掘り下げて検討するか、またはポートフォリオのリスク負担を満期バケット、信用格付、産業クラスおよび証券タイプの各レベルに分割することができる。こうしたリスクは、関係するベンチマーク、モデルまたはその他の類似ポートフォリオと比較され得る。

GPMSの日報には、取引前トラッキング・エラー・モデルが書き出され、すべての投資リスクを主要なリスク要因(株式特有リスクを含む。)に分類している。本報告書により、インベストメント・マネジャーは、各AMP C I債券ポートフォリオの現在のリスク予算と比較して、ポートフォリオに対する重要なリスク寄与要因を監視することができる。

##### 市場リスクの集中

ポートフォリオの集中リスクは、AMP C Iのインベストメント・マネジャーにより定期的に監視される。各非政府発行体に対するサブ・ファンドのリスク負担の額は、ファンドの集中リスクを減らすため限定される。さらに、AMP C Iはまた、各発行体の信用リスクを査定するためにボトムアップ分析を利用する。

以下の表では、2009年11月30日現在および2009年5月31日現在の証券タイプ別に分類したサブ・ファンドの投資対象を説明する。

証券タイプ	市場価格	
	2009年11月30日	2009年5月31日
現金	2.2%	0.7%
国債	17.6%	0.0%
準国債	18.2%	23.5%
社債	62.0%	75.8%

合計	100.0%	100.0%
----	--------	--------

### デュレーション寄与

AMP C Iのインベストメント・マネジャーはまた、サブ・ファンドが負担する市場リスクのレベルを監視するため主要リスク要因のデュレーション寄与を利用する。また標準偏差分析は、サブ・ファンドのリターンの総合ボラティリティおよび超過リターンのボラティリティを査定する。デュレーション寄与分析は、リスクを主要リスク要因（デュレーション、イールドカーブおよびスプレッド・デュレーション等）に分割し、信用格付、業種およびセクターにより分類する。ポートフォリオ全体レベルとポジション対ベンチマークの比較レベルの両方で、かかる基準に基づく各種報告書が作成される。

### ベータ

ベータは、U B S A総合債券指数の変動に対するダイワ・オーストラリア・ボンドのリターンの感応度を測定する。2009年11月30日までの12か月間のサブ・ファンドの平均ベータは0.95である。これは、U B S A総合債券指数の単位価格の1%の変動が、ダイワ・オーストラリア・ボンド・ファンドの単位価格に0.95%の変動を生じる見込であることを意味する。2009年5月31日のダイワ・オーストラリア・ボンドのベータは0.9011であった。

ベータ・モデルを使用すると、2009年11月30日のベンチマークの1%の増加は、サブ・ファンドのNAVを69,575,683豪ドルから70,236,651豪ドルに増加させると予想され、ベンチマークの1%の減少により、サブ・ファンドのNAVは68,914,715豪ドルに減少すると思われる。ただし、NAVに関するこうした予測は、過去のベータを使用しているため不正確である。サブ・ファンドの市場リスクの指標としてのみベータを使用することの方が、好ましいと思われる。

2009年5月31日のベンチマークの1%の増加は、サブ・ファンドのNAVを74,148,694豪ドルから74,816,848豪ドルに増加させたと予想され、ベンチマークの1%の減少により、サブ・ファンドのNAVは73,408,540豪ドルに減少したと思われる。

かかるモデルの重要な限界は、過去のベータの使用である。指数と比べたサブ・ファンドの実績は、ベータの変動により変わってくる。

### 標準偏差

標準偏差は、サブ・ファンドの総リスクおよびリスク対債券（またはトラッキング・エラー）を分析するためインベストメント・マネジャーにより利用される。リスクについて取引後と取引前の両方の比率が分析される。取引後比率は毎月計算され、取引前比率は毎日計算され、予想リスクの標準偏差比率となり、現在のリスク・エクスポージャーが翌年も持続する場合に（通常、超過リターンについて）予想されるボラティリティを測定する。

過去6ヶ月間のボラティリティの分析に基づき、ダイワ・オーストラリア・ボンド・ファンドは、2009年5月31日から2009年11月30日までの期間について、同期間のベンチマークの1.81%の標準偏差と比較して1.88%の標準偏差を示している。ベンチマークと比べて、ダイワ・オーストラリア・ボンド・ファンドの超過リターンのトラッキング・エラーは、2009年11月30日に終了した期間に0.94%である。2008年5月31日から2009年5月31日までのサブ・ファンドの標準偏差は、4.37%であった。

取引前トラッキング・エラー・モデルは、リスクを主要リスク要因（デュレーション、イールドカーブ（満期バケット別）、信用格付による信用、スワップ、準国債、インフレ連動債および高利回り債を含む。）に分類する。また、株式特有リスク・モデルは、特定証券のセクターと比べた当該証券のボラティリティについて証券レベルのリスクを測るものである。

サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券を言及している。

### 金利リスク

AMP C Iのインベストメント・マネジャーは、金利の変動とイールドカーブの移動により投資対象の評価が変動する可能性を厳密に監視する。AMP C Iのインベストメント・マネジャーは、金利のデュレーション構成要素（金利の同一方向の変動に係る。）およびイールドカーブ構成要素（イールドカーブ全域の金利の異方向の変動に係る。）の両方を監視する。

下記の表は、金利の同一方向の変動がサブ・ファンドの実績に及ぼす影響を示すシナリオ分析である。2009年11月30日現在、サブ・ファンドはロング・デュレーションである。すなわち、金利が低下する場合には、サブ・ファンドの実績はベンチマークを上回ると予想され、金利上昇の場合には、ベンチマークの実績を下回ることになる。2009年5月31日現在のデュレーションの表も、比較のため記載されている。

下記のモデルは、金利の同一方向の変動を想定している。

予想市場価格は、2009年11月30日現在および2009年5月31日現在のデュレーションを用いて計算されている。時を経てその後にデュレーションが変化すれば、サブ・ファンドの市場価格の予想は不正確なものとなる。

2009年11月30日現在

ファンド・デュレーション：3.72

ベンチマーク・デュレーション：3.45

変動 %	ポートフォリオ		ベンチマーク		実績増 %
	市場価格	変動 %	市場価格	変動 %	
- 0.50	70,869,791	1.860%	361,670,542	1.725%	0.135%

- 0.25	70,222,737	0.930%	358,604,031	0.863%	0.067%
0	69,575,683	0.000%	355,537,520	0.000%	0.000%
0.25	68,928,629	- 0.930%	352,471,009	- 0.863%	- 0.067%
0.50	68,281,575	- 1.860%	349,404,498	- 1.725%	- 0.135%

2009年5月31日現在

ファンド・デュレーション：3.36

ベンチマーク・デュレーション：3.19

変動 %	ポートフォリオ		ベンチマーク		実績増 %
	市場価格	変動 %	市場価格	変動 %	
- 0.50	75,394,392	1.680%	311,878,108,040	1.595%	0.085%
- 0.25	74,771,543	0.840%	309,429,928,591	0.798%	0.043%
0	74,148,694	0.000%	306,981,749,141	0.000%	0.000%
0.25	73,525,845	- 0.840%	304,533,569,692	- 0.798%	- 0.043%
0.50	72,902,996	- 1.680%	302,085,390,243	- 1.595%	- 0.085%

AMPICIのインベストメント・マネジャーは、常に、金利のベースポイント（0.01%）の変動に対する投資対象の価格感応度を追跡する。これは、ベンチマークの価格感応度と比較される。金利リスクの管理プロセスは、多くの経済、評価、市場ポジショニングおよび技術に関する指標についての債券チームの分析に基づいている。これにより債券市場を牽引する潜在的テーマを認識し、これに応じてポートフォリオのポジションを定めることができる。

金利カーブの異方向の変動リスクは、イールドカーブの勾配の変化の影響またはイールドカーブの上昇もしくは下落の不安定な動きによる影響を含み、インベストメント・マネジャーがこれを解明して監視する。

利回りに対する経済の見通しは、社内および外部ストラテジストにより提供される業務の分析に依拠する。これには、オーストラリア国内と世界の経済活動のレベルおよびインフレについての解釈、ならびにこれらによる債券利回りとイールドカーブに係る予想が含まれる。

債券市場に関する評価は、デュレーションおよびイールドカーブ戦略の運用上の比較的伝統的な分析を反映している。評価プロセスからの情報は、オーストラリアおよび世界の債券利回りの適正価値の社内モデルにより表示される。推定短期レートおよび他の市場と比べた債券利回りレベルもまた、考慮される。

極端な市場ポジショニングが債券利回りおよびイールドカーブを推進する可能性があり、調査から、投資家の極端なポジショニングと将来の予想金利傾向との間の逆張り関係が示唆される。デュレーションとイールドカーブの見通しを考える際に、各種のポジショニング調査がモニターされる。

金利チームは、ポジション管理を目的に、過去の価格変動に基づく債券市場に関する技術的解釈を利用する。

実施される分析には、オーストラリア債券市場のみならず世界の債券市場に影響を及ぼす問題の解釈を含む。これは、オーストラリア債券市場の特に米国市場との強力な相関関係を反映している。金利・通貨チームのプロセスへの情報提供は活発であり、ここ数年、絶えず進化している。

債券市場を牽引するテーマを見極めて活用し得る可能性は、引き続き主要な投資目的である。

#### 流動性リスク

ダイワ・オーストラリア・ボンド・ファンドは、合理的な範囲で流動性のある投資対象であり、通常の市況において、サブ・ファンド全体を10年以内に清算することができると予想する。

サブ・ファンドが直面する重要な流動性問題は、サブ・ファンドに対する買戻し請求の分量により決定される。サブ・ファンドは、その投資対象の一部を準国債等の高度流動性資産クラスとして保管する。インベストメント・マネジャーは、サブ・ファンドの流動性の全体レベルに加えベンチマークと比べたサブ・ファンドの流動性も監視する。

すべての固定金利投資対象は、その流動性レベルにより分類される。国債等の比較的迅速に現金化が可能な資産および現金は、高度流動性資産と分類される。比較的頻繁に売買される資産は流動性資産と分類され、現金化にかなり時間を要する資産は非流動性資産とみなされる。

以下の表では、2009年11月30日現在および2009年5月31日現在の流動性レベルにより分類したサブ・ファンドの投資対象を説明する。

流動性指標	2009年11月30日終了期間 市場価格 %	2009年5月31日終了年度 市場価格 %
高度流動性資産	33.20%	30.10%
流動性資産	64.80%	71.00%
取引資産	2.10%	5.90%

非流動性資産	0.00%	0.00%
合計	100.00%	100.00%

2009年11月30日現在のサブ・ファンドの金融資産および金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヶ月未満 AUD	1ヶ月～1年 AUD	1年超 AUD	満期日 設定無し AUD	合計 AUD
負債					
未払債務	1,044,148	-	-	-	1,044,148
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融負債	26,003	-	-	-	26,003
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	69,575,683	-	-	-	69,575,683
負債合計	70,645,834	-	-	-	70,645,834

2009年5月31日現在のサブ・ファンドの金融資産および金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヶ月未満 AUD	1ヶ月～1年 AUD	1年超 AUD	満期日 設定無し AUD	合計 AUD
負債					
未払債務	574,347	-	-	-	574,347
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	78,148,694	-	-	-	78,148,694
負債合計	78,723,041	-	-	-	78,723,041

#### 信用リスク

##### 信用リスク管理の一般プロセス

ポートフォリオの信用リスクの管理および監視を担当する専任信用市場チームを、AMP C Iは有している。信用リスクの監視は、AMP C Iのリスク管理プロセスの極めて重要な要素である。AMP C Iのインベストメント・マネジャーが監視する三つの重要な信用リスクは、信用発行体の不履行リスク、信用スプレッド拡大リスクおよび格付機関による信用格付引下げリスクを含む。かかる事象の発生は、債券価格に重大な悪影響を及ぼすことになる。

AMP C Iの信用リスク監視プロセスは、より広範な市場についてのトップダウン分析と各個別債券発行体についてのボトムアップ分析を組み合わせる。トップダウン分析は、投資戦略・経済チーム（I S E T）による世界経済に係る総合評価および予想を含む。かかる評価は、経済成長、金利および信用サイクルに係る予想の枠組みを提供する。インベストメント・マネジャーは、次に、信用デレションおよび妥当な業種の組入比率を決定するため市況を査定する。これはまた、ファンドが「低格付」の債券（例えば、B B B +の格付）よりも「高格付」の債券（格付機関によるA A Aの格付）に投資を配分する組入比率に関する決定でもある。国債と債券の供給、低格付債と高格付債の相対価格、信用サイクルおよび経済と政治の全般的状況等の要素が考慮される。

以下の表では、2009年11月30日現在および2009年5月31日現在のベンチマークと比べたサブ・ファンドの各信用格付カテゴリー別投資対象の比率を説明する。

##### 国際格付機関による格付

信用格付	ベンチマーク 2009年11月30日 終了期間	ポートフォリオ 2009年11月30日 終了期間	ベンチマーク 2009年5月31日 終了年度	ポートフォリオ 2009年5月31日 終了年度
A A A	67.78%	55.02%	47.83%	63.59%
A A +	15.14%	5.28%	9.90%	17.74%
A A	4.21%	4.64%	7.36%	4.00%
A A -	4.12%	4.39%	10.35%	5.76%
A +	2.66%	7.67%	6.81%	2.14%
A	2.36%	7.96%	6.66%	2.70%
A -	1.30%	1.58%	1.18%	1.77%
B B B +	0.96%	6.16%	6.84%	0.97%
B B B	0.69%	5.21%	3.07%	0.55%
B B B -	0.24%	2.09%		0.72%
B B +	0.55%	0.00%		0.06%
	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

AMP C Iのインベストメント・マネジャーはまた、各個別債券発行体のリスク特性を理解するため広範囲の「ボトムアップ」分析を行う。AMP C Iの豊富な信用専門家資源により、AMP C Iは、数多くの個別信用投資対象の分析および調査を行うことができる。かかる「ボトムアップ」分析を実施するのはAMP C Iの信用アナリストであり、これらは、業種に従い企業を配分され、投資対象の売買の推奨を行い、各種産業の見通しを觀察する責任を負っている。インベストメント・マネジャーおよび信用アナリストは、次に、当該企業と業種の多様な展望を論議し、個々の投資対象と業種の組入比率を決定することになる。「ボトムアップ」プロセスは、三段階に分けられる。

1. 適切な信用の審査：この段階では、信用アナリストの業界知識および社内にて開発された定量モデルの作出を促す。プロセスの目的は、投資領域を縮小し、投資機会の可能性を示す企業および業種を分析するため最大限の時間を費やすことである。
2. 個別信用リスクの査定：個別信用分析は、ある企業が業界で優れた実績を示すか示さないかの可能性の判断を目的とする。企業のキャッシュフロー、市場ポジション、営業効率、戦略の方向性および資本構造に関する展望に、特に重点が置かれる。
3. 個々の債券の評価：この段階はインベストメント・マネジャーによる債券の評価を含み、また当該企業もしくはその同業者によりまたは企業内で別段に発行されたその他の証券と比較した証券の相対的な利点を重視する。分析では、証券の信用スプレッドのボラティリティ、流動性、購入と売却のレベル、契約保護および信用カーブ上の最適ポジションが考慮される。

債務が格付けを受けていない場合、プロセスは変更されず、企業の財務および営業状態を確定して、その相対的な信用度を判断するため同業種の他の企業と比較することに集中した分析が行われる。ポートフォリオへの無格付銘柄の組入れを承認するための最終判断は、取締役およびAMP C I部門責任者で構成される信用投資委員会に委ねられる。

互いに矛盾するものではない「トップダウン」および「ボトムアップ」プロセスを通じ、インベストメント・マネジャーは、個々の企業、業種に対する希望エクスポージャーおよびサブ・ファンドの全般的信用エクスポージャーを確定することができる。

#### 信用格付

信用格付は、債券ポートフォリオの不履行リスクを査定する際に極めて重要である。インベストメント・マネジャーは、サブ・ファンドのトラッキング・エラー情報を得るため、ベンチマークと比べた保有サブ・ファンドの全信用格付を監視する。サブ・ファンドは、投資不適格の資産には投資しない。（AMP C Iは、下位の証券格付に評価される証券を持ち続けるけれども。）

#### 取引相手方リスク

取引相手方リスクの最少化のため証券を売買する場合には、AMP C Iは広範囲のブローカーとの間で取引を行い、また決済リスクを最少にするためt + 1による取引確認を要求している。

#### 担保

サブ・ファンドの投資の大部分は多額の担保を要求しないが、特に10年物および3年物債券先物について、デリバティブのリスク負担上、ファンドのため多少の担保が保管されている。2009年11月30日現在、マクワイア・バンクに301,489豪ドルの先物証拠金の負担があった。2009年5月31日現在、マクワイア・バンクに18,558豪ドルの先物証拠金が預託されていた。

#### 減損資産

サブ・ファンドは減損資産を保有しない。

#### 信用リスクの集中

インベストメント・マネジャーはまた、セクター・レベルと信用発行体レベルの両方で、信用リスクの集中を管理する。AMP C Iのインベストメント・マネジャーは、投資の各レベルでの信用リスクの集中を理解するためホーク・アイ総合報告システム等の画期的なリスク管理ソフトウェアを使用している。政府以外の各発行体に対するサブ・ファンドの投資額は、サブ・ファンドの集中リスクの額を減らすため限定される。地理的に、すべての投資はオーストラリアを基盤とし、豪ドルを基準としている。

#### 通貨リスク

ダイワ・オーストラリア・ボンド・ファンドは、サブ・ファンドのリターンを豪ドルで報告し、豪ドル建てで上場されている債券にのみ投資するため、サブ・ファンドのレベルで通貨リスクを負わない。しかし、サブ・ファンドの評価額が顧客の母国通貨に換算される場合、通貨リスクが投資家レベルで発生することがある。AMP C Iは、かかるリスクの管理について責任を有しない。

#### ユーロ・ボンド・ファンド（T・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッドが作成） （「T・ロウ」）

#### 金融リスクの管理

サブ・ファンドの主な投資目的は、主としてユーロ建て投資適格固定利付商品から成る分散化されたポートフォリオへの投

資を通じ、安定したインカム収益を追求し、長期的な資本成長を目指すことである。サブ・ファンドのベンチマークは、パークレイズ・キャピタル・ユーロ総合インデックスである。

サブ・ファンドの資産および負債は、下記を含む金融商品で構成される。

- ・ サブ・ファンドの投資目的および投資方針に従い保有される債券を含む投資対象
- ・ サブ・ファンドの投資活動から直接発生する現金および現金等価物、ならびに
- ・ サブ・ファンドの投資活動から発生する通貨リスクを管理するためのデリバティブ取引（例えば、為替契約）

サブ・ファンドの業務により、ファンドは様々な金融リスク（市場リスク（通貨リスク、適正価値金利リスク、キャッシュフロー金利リスクおよびその他の価格リスクを含む。）、信用リスクおよび流動性リスク）にさらされる。サブ・ファンドの総合リスク管理プログラムは、金融市場が予見不可能であることを重視し、サブ・ファンドの財務実績が被り得る悪影響の最小化に努めている。

#### 市場リスク

サブ・ファンドは、主としてヨーロッパの公認取引所に上場されまたはかかる取引所で取引される国債、国際機関債および社債を含む各種商品の取引を行っている。サブ・ファンドの純資産の少なくとも50%は、高品質のユーロ建て国債に投資されなければならない。サブ・ファンドはまた、アクティブ投資から発生する通貨リスクを管理するためデリバティブ契約の取引も行っている。（デリバティブに関する詳細については通貨リスクの項に記載）

サブ・ファンドは、証券の空売りを行うことまたはショート・ポジションを維持することはできない。

すべての証券投資は、資本の損失リスクを提示する。サブ・ファンドの債務証券は、商品の将来価格が不確実であることによる市場価格リスクの影響を受けやすい。投資運用会社は、指定された制限の範囲内で証券およびその他の金融商品を慎重に選別することによりかかるリスクを軽減する。ポートフォリオの構築は、サブ・ファンドのガイドラインにより推進される総合的リスク・コントロールの枠組みの中で行われ、サブ・ファンドの全般的市場ポジションは、サブ・ファンドの投資運用会社により日々監視される。

サブ・ファンドはまた、ベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定している。国/デューレーション、通貨、セクター/証券の選別上の取引前リスク予算は、商品の投資プロセスの中であらかじめ定められる。サブ・ファンドのインベストメント・マネジャーは、定期的に、ベンチマークおよび実績目標と対照して達成されたサブ・ファンドの実績を監視し精査する。関連する場合、インベストメント・マネジャーはまた、社内およびチームの目標と一致させるため資産配分およびセクター戦略の見直しも行う。

T・ロウの定量・ポートフォリオ分析グループは、定期的に、サブ・ファンドのベンチマークからの偏差（トラッキング・エラー）から生じるサブ・ファンドの取引前リスクについて分析する。かかる数値は、妥当なリスク管理ツール（例えば、ウィルシャー・アクシウム・アンド・パークレイズ・キャピタル・ポイント）および社内開発ツールを用いて算定される。

サブ・ファンドの市場リスクは、主要構成要素（実際の市場価格の変動、金利変動および為替変動）により影響を受ける。金利および為替の変動は、後記の各項に記載される。

サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券を言及している。

ユーロ債市場が、2009年11月30日現在でパークレイズ・キャピタル・ユーロ総合インデックスにより表象されるように前期に5%（クーポンの支払を含む。）上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約330,101ユーロ増加していたと思われる。これらの数字は、2009年11月30日現在7,242,360<sup>1</sup>ユーロであった純資産価額およびこれを裏付ける過去のベータ0.912<sup>2</sup>に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2009年11月30日現在のサブ・ファンドの純資産に基づき約330,101ユーロ減少していたと思われる。

2009年5月31日に終了した前会計年度と比較すると、ユーロ債市場が、2009年5月31日現在でパークレイズ・キャピタル・ユーロ総合インデックスにより表象されるように前年に5%（クーポンの支払を含む。）上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約353,690ユーロ増加していたと思われる。これらの数字は、2009年5月31日現在7,607,735ユーロであった純資産価額およびこれを裏付ける過去のベータ0.930<sup>3</sup>に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2009年5月31日現在のサブ・ファンドの純資産に基づき約353,690ユーロ減少していたと思われる。

ベータ係数分析の限界は、主に、後方重視プロセスによる。サブ・ファンドがベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定しており、投資運用会社は、サブ・ファンドの取引前トラッキング・エラーを定期的に計算する。トラッキング・エラー・リスクは、ベンチマークとは異なる方法で（例えば、カーブ、セクターまたは銘柄選別法）ポートフォリオのポジショニングを行うことにより生じる。トラッキング・エラーは、インベストメント・マネジャーにとって有益ではあるものの、多少の制限も受ける。トラッキング・エラーは、通常の収益分配を想定している。最近の広報により示されるように、収益分配は一般的ではなく、そのため、トラッキング・エラーの利用は、誤解を招く可能性がある。

<sup>1</sup> 純資産価額は、ダイワ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドによって提供される（詳細は資産・負債計算書にあり）。

<sup>2</sup> 過去3年間のベータ0.912 - （月次実績データに基づく）2009年11月末現在のファンドの実績総計対パークレイズ・キャピタル・ユーロ総合イン

## デックス

<sup>3</sup> 過去3年間のベータ0.93 - (月次実績データに基づく) 2009年5月末現在のファンドの実績総計対パークレイズ・キャピタル・ユーロ総合インデックス

## 金利リスク

サブ・ファンドの金融資産および負債の大部分は、利息を生じる。そのため、サブ・ファンドは、市場金利の実勢レベルの変動により相当のリスクを負うことがある。金利リスクは、金利レベル、イールドカーブの勾配、イールドカーブの形状またはその他の金利関連事項の変動から生じるリスクである。

金利は、国際債券市場および金融市場の需要と供給を牽引する基本的および技術的要因により決定される。サブ・ファンドの利付金融資産および負債は、市場金利の実勢レベルの変動がファンドの財務ポジションおよびキャッシュフローに及ぼす影響に関連するリスクをファンドに負わせる。

金利リスクは、ベンチマークとの比較により管理される。金利リスク報告書は、毎日、サブ・ファンドの投資運用会社に提供される。金利リスクの負担は、満期バケット、国および通貨毎に詳述されるデュレーションの内訳およびベンチマークからの偏差により示される。格付別およびセクター別の内訳および偏差等のその他の報告書もまた、サブ・ファンドの投資運用会社に提供される。ポートフォリオ/ベンチマークの偏差は、サブ・ファンドのモデル・ポートフォリオとも比較される。

2009年11月30日現在の投資債券の持高および市場データに基づき、その他の変数が一定である場合のプラス0.5%のイールドカーブの平行移動<sup>4</sup>の漸進的影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約2.6%減少することになり、これは2009年11月30日現在のサブ・ファンドの純資産7,242,360<sup>5</sup>ユーロおよびサブ・ファンドの有効デュレーション5.21に基づき、債券価格の188,663ユーロの下落に相当する。

マイナス0.5%のイールドカーブの移動の漸進的影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約2.6%増加することになる。2009年11月30日現在の詳細な情報については、下記の表を参照のこと。

純資産価額に対する漸進的影響（2009年11月30日現在）

イールドカーブの移動	市場価格に対する漸進的影響	ユーロ相当額
+0.50%	-2.6%	-188,663
+1.00%	-5.2%	-377,327
-0.50%	+2.6%	188,663
-1.00%	+5.2%	377,327

同一の裏付けイールドカーブの移動の想定（ただし2009年5月31日現在の有効デュレーションは5.18およびサブ・ファンドの純資産は7,607,735<sup>5</sup>ユーロ）による2009年5月31日現在の純資産価額に対する漸進的影響について、さらに下記を参照されたい。

純資産価額に対する漸進的影響（2009年5月31日現在）

イールドカーブの移動	市場価格に対する漸進的影響	ユーロ相当額
+0.50%	-2.6%	-197,040
+1.00%	-5.1%	-394,081
-0.50%	+2.6%	197,040
-1.00%	+5.1%	394,081

債券ポートフォリオ内で引き継がれるリスクを攻略するため、単一デュレーション数を利用することには限界がある。有効デュレーションは、ポートフォリオ分析およびリスク管理において重要ツールではあるが、かかる単一デュレーション数は、金利の平行移動に対する債券の感応度の推定値であると認識することが重要である。有効デュレーションは多くの目的のため有益かつ便利である一方、厳格なリスク管理により、金利の変動はカーブの全域で非常に相互に関連することが多いものの、実際にはイールドカーブの勾配および形状は時を経て変化すると投資運用会社は認識しなければならない。

サブ・ファンドの方針により、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの全般的金利感応度を監視する。

<sup>4</sup> イールドカーブの平行移動は、すべての債券の満期時利回りの変動が同じである移動をいう。

<sup>5</sup> 純資産価額は、ダイワ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドによって提供される（詳細は資産・負債計算書にあり）。

## 信用リスク/取引相手方リスク

固定利付資産（発展諸国の国債を含む。）は、信用リスクにさらされている。サブ・ファンドは信用リスクの負担を引き受けるが、信用リスクとは、取引相手方または発行体が期日に全額の支払を行うことができないリスクである。信用調査は、通常、セクター別投資適格（社債市場）分析によって明示される。

投資プロセスにおいて、サブ・ファンドの投資領域内の投資機会を識別するための厳密な信用調査に投資運用チームは重点を置く。投資の決定は、財務書類の分析および企業の経営陣との協議に基づく。信用アナリストは自らの業種を綿密に検討し、ポートフォリオのすべての持高、ベンチマークの銘柄および保有していないが保有が考えられ得る銘柄の監視について責任を有する。

サブ・ファンドのガイドラインに従い、投資対象は、スタンダード・アンド・プアーズまたはムーディーズにより B B B - / B a a 3 以上に格付されていることを要する。サブ・ファンドの加重平均格付は A A - / A A 3 以上に維持されており、サブ・ファンドの純資産価額の最大10%が、B B B / B a a 3 格の証券に投資され得る。

サブ・ファンドの格付カテゴリー別内訳（2009年11月30日現在）



格付	ポートフォリオ	指数	差
A A A	47.7	53.8	- 6.1
A A	24.4	27.6	- 3.2
A	16.6	13.8	2.8
B A A	6.4	4.8	1.6
現金	4.9	0.0	4.9
合計	100.0	100.0	

## サブ・ファンドの格付カテゴリ別内訳(2009年5月31日現在)

格付	ポートフォリオ	指数	差
A A A	51.3	54.7	- 3.3
A A	24.3	27.7	- 3.4
A	17.8	13.7	4.1
B A A	5.6	3.9	1.7
B A	0.0	0.0	0.0
現金	1.0	0.0	1.0
合計	100.0	100.0	

サブ・ファンドの主な信用リスクの集中は、債務証券にみられる。サブ・ファンドは、資産の取得時において、同一発行体により発行されたクラス証券の10%を超えて保有することはできず、サブ・ファンドの純資産の最大5%まで、同一企業の証券に投資することができる。

信用の集中は、日々、ポートフォリオ運用部門および信用分析チームによって監視される。信用エクスポージャーは、カスタマイズされた要件および基準に従い監視される。セクター/格付、セクター/デュレーションおよび発行体等の詳細な内訳・エクスポージャー報告書ならびに業界報告書は、定期的に提供され、監視される。

取引相手方リスクに関連する信用リスクは、限定される。取引相手方リスクは、取引相手方がその締結した約定を履行することができないまたは意思がないため、サブ・ファンドに財務損失を負わせるリスクである。サブ・ファンドのすべての取引は、3日から5日の決済期間で、承認されたブローカーを用いて完了されかつ決済される。ブローカーが支払を受領した時点でのみ、販売済証券の引渡しが行われるため、決済不履行リスクは最小であると考えられる。ブローカーが証券を受け取り次第、購入に基づく支払が実行される。いずれかの当事者がその義務を履行しない場合、取引は成立しない。

投資運用会社は、定期的に、T・ロウの為替先物ポジションに関する取引相手方リスク報告書を発行し、種々の取引相手方に対するファンドのリスク・エクスポージャーを提示する。かかる報告書は、取引相手方の不履行に関連するリスクの限定を意図するものである。

投資運用会社は、予めダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドが承認している取引相手方との取引のみによってサブ・ファンドに係る取引相手方リスクを最小限にする。さらに、すべての為替先渡契約は、カスタディアンと共に実行される。英文目論見書にあるとおり、取引相手方は以下の条件を満たさなければならない。

- 取引相手方は、125百万ユーロまたは外貨でそれに相当する金額を超える受益者資金を保有していること。
- 取引相手方の名称が、サブ・ファンドが発行する半期/年次報告書の中で開示されること。
- 取引相手方が少なくとも週に一度取引を評価することに同意し、かつ投資運用会社の請求に応じて、公正価額で取引を終えることを投資運用会社が確認していること。
- 店頭デリバティブに関するいずれか1社の取引相手方への当初投資額が、サブ・ファンドの純資産額の5%を超えないこと。

## 流動性リスク

流動性リスクは、概して、サブ・ファンドが、期日にその支払義務の全額を履行することができないもしくは履行するための十分な現金を調達することができないリスク、または著しく不利な条件でのみ当該義務を履行し得るリスクを示す。流動性リスクは、市場に十分な奥行きがないかまたは市場が混乱しているため、特定の証券またはデリバティブのポジションを容易に終了または相殺することができない場合にも、同様に適用され得る。

サブ・ファンドは、買戻可能受益証券が毎日現金で買戻されるリスクを負っている。サブ・ファンドの証券は、ヨーロッパの公認取引所に上場されているため、容易に換金可能(T+2)である。サブ・ファンドは、流動性のない証券を保有しない。

サブ・ファンドは、決済を確保するため短期の借入れを行うことができる(借入れは、サブ・ファンドの純資産価額の10%を超えてはならない)。当期中にかかる借入れは発生していない。先物およびオプションは許容されているが、サブ・ファンドは、2009年11月30日現在、こうした種類の証券に投資していない。為替先渡しは、サブ・ファンドの資産をヘッジするために許可されることを制限される。

サブ・ファンドの方針に従い、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの流動性ポジションを監視している。

2009年11月30日現在のサブ・ファンドの金融資産および金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヶ月未満 EUR	1ヶ月～1年 EUR	1年超 EUR	満期日 設定無し EUR	合計 EUR
負債					
未払債務	268,940	-	-	-	268,940
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	7,242,360	-	-	-	7,242,360
負債合計	7,511,300	-	-	-	7,511,300

2009年5月31日現在のサブ・ファンドの金融資産および金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヶ月未満 EUR	1ヶ月～1年 EUR	1年超 EUR	満期日 設定無し EUR	合計 EUR
負債					
未払債務	191,105	-	-	-	191,105
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融負債	-	1,203	-	-	1,203
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	7,607,735	-	-	-	7,607,735
負債合計	7,798,840	1,203	-	-	7,800,043

#### 通貨リスク

サブ・ファンドは、ユーロ以外の通貨建て資産を保有しているため、通貨リスクを負っている。他の通貨建て証券の価額は、為替レートの変動に伴い変動する。

ユーロ建て投資対象およびユーロ以外の通貨建て資産は、購入時のサブ・ファンドの純資産価額の15%までに限定される。通貨先渡しおよびオプションを通じたユーロに対するリスク・ヘッジは認められている。2009年11月30日現在、サブ・ファンドは、将来にノルウェー・クローネ建てポジションを売却する為替先渡し予約を締結している(ポジションは、サブ・ファンドのノルウェー短期国債への投資による通貨リスクを一部ヘッジするため設定された)。ノルウェー・クローネ建て為替先渡しポジションは、ノルウェー・クローネ短期国債の2.0%のファンドの既存ポジションを一部相殺して、0.5%であった。

サブ・ファンドは、2009年11月30日現在活発な為替取引を行っており(以下の表を参照)、通貨変動は買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産に影響を及ぼす可能性がある。

通貨別ポートフォリオ(%) (2009年11月30日現在)

組入比率(%)	ポートフォリオ	指数	差
ユーロ	95.0	100.0	-5.0
英ポンド	1.4	0.0	1.4
ノルウェー・クローネ	1.5	0.0	1.5
スウェーデン・クローネ	2.0	0.0	2.0
	100.0	100.0	

## 通貨別ポートフォリオ（％）（2009年5月31日現在）

組入比率（％）	ポートフォリオ	指数	差
ユーロ	96.4	100.0	- 3.6
英ポンド	1.1	0.0	1.1
ノルウェー・クローネ	1.5	0.0	1.5
ポーランド・ズウォティ	0.0	0.0	0.0
スウェーデン・クローネ	1.1	0.0	1.1
	100.0	100.0	

サブ・ファンドの方針に従い、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの通貨ポジションを監視している。  
サブ・ファンドのより詳細な通貨エクスポージャーは、同注記4に後述されている。

カナダ・ボンド・ファンド（T・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッドが作成）  
（「T・ロウ」）

## 金融リスクの管理

サブ・ファンドの主な投資目的は、主としてカナダドル建て投資適格固定利付商品への投資を通じ、安定したインカム収益を追求し、長期的な資本成長を目指すことである。サブ・ファンドのベンチマークは、パークレイズ・キャピタル・カナダ総合インデックスである。

サブ・ファンドの資産および負債は、下記を含む金融商品で構成される。

- ・ サブ・ファンドの投資目的および投資方針に従い保有される債券を含む投資対象
- ・ サブ・ファンドの投資活動から直接発生する現金および現金等価物

サブ・ファンドの業務により、サブ・ファンドは様々な金融リスク（市場リスク（適正価額金利リスク、キャッシュフロー金利リスクおよびその他の価格リスク）、信用リスクおよび流動性リスク）にさらされる。サブ・ファンドの総合リスク管理プログラムは、金融市場が予見不可能であることを重視し、サブ・ファンドの財務実績が被り得る悪影響の最小化に努めている。市場リスク

サブ・ファンドは、主として公認取引所に上場されまたはかかる取引所で取引される国債、国際機関債、社債、カナダ州政府により発行された債券または資産担保証券、および／または公認取引所で取引されるカナダの国内債を含む各種商品の取引を行っている。サブ・ファンドの純資産の少なくとも50％は、高品質のカナダ国債に投資されなければならない。

サブ・ファンドは、証券の空売りを行うことまたはショート・ポジションを維持することはできない。

すべての証券投資は、資本の損失リスクを提示する。サブ・ファンドの債務証券は、商品の将来価格が不確実であることによる市場価格リスクの影響を受けやすい。投資運用会社は、指定された制限の範囲内で証券およびその他の金融商品を慎重に選別することによりかかるリスクを軽減する。ポートフォリオの構築は、サブ・ファンドのガイドラインにより推進される総合的リスク・コントロールの枠組みの中で行われ、サブ・ファンドの全般的市場ポジションは、サブ・ファンドの投資運用会社により日々監視される。

サブ・ファンドは、ベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定する。国/デューレーション、通貨、セクター/証券の選別上の取引前リスク予算は、商品の投資プロセスの中であらかじめ定められる。サブ・ファンドのインベストメント・マネジャーは、定期的に、ベンチマークおよび実績目標と対照して達成されたサブ・ファンドの実績を監視し精査する。関連する場合、インベストメント・マネジャーはまた、社内およびチームの目標と一致させるため資産配分およびセクター戦略の見直しも行う。

T・ロウの定量・ポートフォリオ分析グループは、定期的に、サブ・ファンドのベンチマークからの偏差（トラッキング・エラー）から生じるサブ・ファンドの取引前リスクについて分析する。かかる数値は、妥当なリスク管理ツール（例えば、ウィルシャー・アクシウム・アンド・パークレイズ・キャピタル・ポイント）および社内開発ツールを用いて算定される。

サブ・ファンドの市場リスクは、主要構成要素（実際の市場価格の変動および金利変動）により影響を受ける。金利の変動は、後記の項に記載される。

サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券を言及している。

カナダ債市場が、2009年11月30日現在でパークレイズ・キャピタル・カナダ総合インデックスにより表象されるように前期に5％（クーポンの支払を含む。）上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約2,703,726カナダドル増加していたと思われる。これらの数字は、2009年11月30日現在54,849,008<sup>6</sup>カナダドルであった純資産価額およびこれを裏付ける過去のベータ0.986<sup>7</sup>に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5％下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2009年11月30日現在のファンドの純資産に基づき約2,703,726カナダドル減少していたと思われる。

2009年5月31日に終了した前会計年度と比較すると、カナダ債市場が、2009年5月31日現在でパークレイズ・キャピタル・カナダ総合インデックスにより表象されるように関係する期間に5%(クーポンの支払を含む。)上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約3,020,295カナダドル増加していたと思われる。これらの数字は、2009年5月31日現在60,359,780カナダドルであった純資産価額およびこれを裏付ける過去のベータ1.001<sup>8</sup>に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2009年5月31日現在のファンドの純資産に基づき約3,020,295カナダドル減少していたと思われる。

ベータ係数分析の限界は、主に、後方重視プロセスによる。サブ・ファンドがベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定しているため、投資運用会社は、サブ・ファンドの取引前トラッキング・エラーを定期的に計算している。トラッキング・エラー・リスクは、ベンチマークとは異なる方法で(例えば、カーブ、セクターまたは銘柄選別法)ポートフォリオのポジショニングを行うことにより生じる。トラッキング・エラーは、インベストメント・マネジャーにとって有益ではあるものの、多少の制限も受ける。トラッキング・エラーは、通常の収益分配を想定している。最近の広報により示されるように、収益分配は一般的ではなく、そのため、トラッキング・エラーの利用は、誤解を招く可能性がある。

<sup>6</sup> 純資産価額は、ダイワ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドによって提供される(詳細は資産・負債計算書にあり)。

<sup>7</sup> 過去3年間のベータ0.986 - (月次実績データに基づく)2009年11月30日現在のファンドの実績総計対パークレイズ・キャピタル・カナダ総合インデックス

<sup>8</sup> 過去3年間のベータ1.001 - (月次実績データに基づく)2009年5月31日現在のファンドの実績総計対パークレイズ・キャピタル・カナダ総合インデックス

## 金利リスク

サブ・ファンドの金融資産および負債の大部分は、利息を生じる。そのため、サブ・ファンドは、市場金利の実勢レベルの変動により相当のリスクを負うことがある。金利リスクは、金利レベル、イールドカーブの勾配、イールドカーブの形状またはその他の金利関連事項の変動から生じるリスクである。

金利は、国際債券市場および金融市場の需要と供給を牽引する基本的および技術的要因により決定される。サブ・ファンドの利付金融資産および負債は、市場金利の実勢レベルの変動がファンドの財務ポジションおよびキャッシュフローに及ぼす影響に関連するリスクをファンドに負わせる。

金利リスクは、ベンチマークとの比較により管理される。金利リスク報告書は、毎日、サブ・ファンドの投資運用会社に提供される。金利リスクの負担は、満期パケット毎に詳述されるデュレーションの内訳およびベンチマークからの偏差により示される。

格付別およびセクター別の内訳および偏差等のその他の報告書もまた、サブ・ファンドの投資運用会社に提供される。ポートフォリオ/ベンチマークの偏差は、同じく、サブ・ファンドのモデル・ポートフォリオと比較される。

2009年11月30日現在の投資債券の持高および市場データに基づき、その他の変数が一定である場合にプラス0.5%のイールドカーブの平行移動<sup>9</sup>の漸進的影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.1%減少することになり、これは2009年11月30日現在のサブ・ファンドの純資産額54,849,008<sup>10</sup>カナダドルおよびファンドの有効デュレーション6.18に基づき、債券価格の1,694,834カナダドルの下落に相当する。

マイナス0.5%のイールドカーブの移動の漸進的影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.1%増加することになる。2009年11月30日現在の詳細な情報については、下記の表を参照のこと。

## 純資産価額に対する漸進的影響（2009年11月30日現在）

イールドカーブの移動	市場価格に対する漸進的影響	カナダドル相当額
+ 0.50%	- 3.1%	- 1,694,834
+ 1.00%	- 6.2%	- 3,389,669
- 0.50%	+ 3.1%	1,694,834
- 1.00%	+ 6.2%	3,389,669

2009年5月31日現在のサブ・ファンドの有効デュレーションを6.33とし、同一の裏付けイールドカーブの移動の想定による2009年5月31日現在の純資産価額に対する漸進的影響について、下記を参照されたい、2009年5月31日現在のファンドの純資産価額は、60,359,780<sup>10</sup>カナダドルであった。

## 純資産価額に対する漸進的影響（2009年5月31日現在）

イールドカーブの移動	市場価格に対する漸進的影響	カナダドル相当額
+ 0.50%	- 3.2%	- 1,910,387
+ 1.00%	- 6.3%	- 3,820,774
- 0.50%	+ 3.2%	1,910,387
- 1.00%	+ 6.3%	3,820,774

債券ポートフォリオ内で引き継がれるリスクを攻略するため、単一デュレーション数を利用することには限界がある。有効デュレーションは、ポートフォリオ分析およびリスク管理において重要ツールではあるが、かかる単一デュレーション数は、金利の平行移動に対する債券の感応度の推定値であると認識することが重要である。有効デュレーションは多くの目的のため有益かつ便利である一方、厳格なリスク管理に従い、金利の変動はカーブの全域で非常に相互に関連することが多いものの、実際にはイールドカーブの勾配および形状は時を経て変化すると認識しなければならない。

サブ・ファンドの方針により、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの全般的金利感応度を監視する。

<sup>9</sup> イールドカーブの平行移動は、すべての債券の満期時利回りの変動が同じである移動をいう。

<sup>10</sup> 純資産価額は、ダイワ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドによって提供される（詳細は資産・負債計算書にあり）。

## 信用リスク / 取引相手方リスク

固定利付資産（発展諸国の国債を含む。）は、信用リスクにさらされている。サブ・ファンドは信用リスクの負担を引き受けるが、信用リスクとは、取引相手方または発行体が期日に全額の支払を行うことができないリスクである。信用調査は、通常、セクター別投資適格（社債市場）分析によって明示される。

投資プロセスにおいて、サブ・ファンドの投資領域内の投資機会を識別するための厳密な信用調査に投資運用会社は重点を置く。投資の決定は、財務書類の分析および企業の経営陣との協議に基づく。信用アナリストは自らの業種を綿密に検討し、ポートフォリオのすべての持高、ベンチマークの銘柄および保有していないが保有が考えられ得るT・ロウ・プライス銘柄の監視について責任を有する。

サブ・ファンドのガイドラインに従い、投資対象は、国際的格付機関によりBBB- / Baa3以上に格付されていることを要する。サブ・ファンドの加重平均格付は、AA- / Aa3以上に維持されており、サブ・ファンドの純資産価額の最大10%が、BBB / Baa3格の証券に投資され得る。サブ・ファンドの純資産価額の最低50%は、国際的格付機関によりA / A2以上に格付されている高品質のカナダドル建て国債に投資される。

## サブ・ファンドの格付カテゴリ別内訳（2009年11月30日現在）

格付	ポートフォリオ	指数	差
A A A	57.0	56.3	0.8
A A	27.1	30.8	- 3.7
A	10.7	10.8	- 0.1
B A A	4.4	2.1	2.3
現金	0.8	0.0	0.8
合計	100.0	100.0	

## サブ・ファンドの格付カテゴリ別内訳（2009年5月31日現在）

格付	ポートフォリオ	指数	差
A A A	58.0	56.3	1.8
A A	27.8	30.8	- 3.0
A	9.1	10.8	- 1.8
B A A	4.0	2.1	1.9
現金	1.2	0.0	1.2
合計	100.0	100.0	

サブ・ファンドの主な信用リスクの集中は、債務証券にみられる。資産の取得時において、サブ・ファンドの純資産の5%を超えて、政府以外の同一企業の社債に投資することはできない。さらに、サブ・ファンドの純資産の最大20%まで、カナダ州政府により発行または保証されている証券に投資することができる。

信用の集中は、日々、ポートフォリオ運用部門および信用分析チームによって監視される。信用エクスポージャーは、カスタマイズされた要件および基準に従い監視される。セクター/格付、セクター/デュレーションおよび発行体の詳細な内訳・エクスポージャー報告書ならびに業界報告書は、定期的に提供され、監視される。

取引相手方リスクに関連する信用リスクは、限定される。取引相手方リスクは、取引相手方がその締結した約定を履行することができないまたは意思がないため、サブ・ファンドに財務損失を負わせるリスクである。サブ・ファンドのすべての取引は、3日から5日の決済期間で、承認されたブローカーを用いて完了されかつ決済される。

ブローカーが支払を受領した時点でのみ、販売済証券の引渡しが行われるため、決済不履行リスクは最小であると考えられる。ブローカーが証券を受け取り次第、購入に基づく支払が実行される。いずれかの当事者がその義務を履行しない場合、取引は成立しない。

投資運用会社は、予めダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドが承認している取引相手方との取引のみによってサブ・ファンドに係る取引相手方リスクを最小限にする。有価証券届出書にあるとおり、取引相手方は以下の条件を満たさなければならない。

- 取引相手方は、125百万ユーロまたは外貨でそれに相当する金額を超える株主資金を保有していること。
- 取引相手方の名称が、サブ・ファンドが発行する半期/年次報告書の中で開示されること。
- 取引相手方が少なくとも週に一度取引を評価することに同意し、かつ投資運用会社の請求に応じて、公正価額で取引を終えることを投資運用会社が確認していること。
- 店頭デリバティブに関するいずれか1社の取引相手方への当初投資額が、サブ・ファンドの純資産額の5%を超えないこと。

## 流動性リスク

流動性リスクは、概して、サブ・ファンドが、期日にその支払義務の全額を履行することができないもしくは履行するための十分な現金を調達することができないリスク、または著しく不利な条件でのみ当該義務を履行し得るリスクを示す。流動性リスクは、市場に十分な奥行きがないかまたは市場が混乱しているため、特定の証券またはデリバティブのポジションを容易に終了または相殺することができない場合にも、同様に適用され得る。

サブ・ファンドは、買戻可能受益証券が毎日現金で買戻されるリスクを負っているが、キャッシュフローに関する制限に従う義務はない。サブ・ファンドの証券は、公認取引所に上場されているため、容易に換金可能（T + 2）である。サブ・ファンドは、流動性のない証券を保有しない。

サブ・ファンドは、決済を確保するため短期の借入れを行うことができる（借入れは、サブ・ファンドの純資産価額の10%を超えてはならない）。本年度、かかる借入れは発生していない。先物およびオプションは許容されているが、サブ・ファンドは、2009年11月30日現在、こうした種類の証券に投資していない。

サブ・ファンドの方針に従って、投資運用会社は日々ベースでサブ・ファンドの流動性ポジションを監視する。以下の表は、サブ・ファンドの資産および負債を分析し、債券の満期日までの残存期間に基づき該当満期別にグループ化したものである。

2009年11月30日現在のサブ・ファンドの金融資産および金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヶ月未満 C A D	1ヶ月～1年 C A D	1年超 C A D	満期日 設定無し C A D	合計 C A D
負債					
未払債務	300,937	-	-	-	300,937
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	54,849,008	-	-	-	54,849,008
負債合計	55,149,945	-	-	-	55,149,945

2009年5月31日現在のサブ・ファンドの金融資産および金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヶ月未満 C A D	1ヶ月～1年 C A D	1年超 C A D	満期日 設定無し C A D	合計 C A D
負債					
未払債務	194,808	-	-	-	194,808
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	60,359,780	-	-	-	60,359,780
負債合計	60,554,588	-	-	-	60,554,588

#### 通貨リスク

すべてのサブ・ファンドの投資証券および現金の通貨エクスポージャーは、以下のとおりである。

ユーロ・ボンド・ファンド	2009年11月30日 E U R	2009年5月31日 E U R
ノルウェー・クローネ	109,152	114,186
ポーランド・ズウォティ	-	(2,091)
スウェーデン・クローネ	144,553	79,683
英ポンド	104,928	79,396
合計	358,633	271,174
オーストラリア・ボンド・ファンド	2009年11月30日 A U D	2009年5月31日 A U D
ユーロ	7	7
合計	7	7
カナダ・ボンド・ファンド	2009年11月30日 C A D	2009年5月31日 C A D
ユーロ	5	5
合計	5	5
米国優先証券ファンド	2009年11月30日 U S \$	2009年5月31日 U S \$
ユーロ	6	6
日本円	1,548	1,397
合計	1,554	1,403

## 金利の概要

（短期債権および債務を除く）サブ・ファンドの金融資産の金利の概要は、以下のとおりであった。

サブ・ファンド名	総額	変動利付	固定利付
2009年11月30日			
ユーロ・bond・ファンド（EUR）	7,235,466	1,228,854	6,006,612
オーストラリア・bond・ファンド（AUD）	69,445,811	2,088,305	67,357,506
カナダ・bond・ファンド（CAD）	54,051,968	1,319,062	52,732,906
米国優先証券ファンド（US\$）	34,460,206	10,888,098	23,572,108
2009年5月31日			
ユーロ・bond・ファンド（EUR）	7,647,252	424,581	7,222,671
オーストラリア・bond・ファンド（AUD）	77,345,212	836,877	76,508,335
カナダ・bond・ファンド（CAD）	59,143,783	1,405,848	57,737,935
米国優先証券ファンド（US\$）	53,750,711	16,066,851	37,683,860

サブ・ファンド名	固定利付金融資産 加重平均金利	固定利付金融資産 金利固定加重平均期間
2009年11月30日		
	%	年
ユーロ・bond・ファンド	4.87%	8.07
オーストラリア・bond・ファンド	6.59%	5.43
カナダ・bond・ファンド	5.09%	9.35
米国優先証券ファンド	7.16%	35.88
2009年5月31日		
	%	年
ユーロ・bond・ファンド	4.79%	7.45
オーストラリア・bond・ファンド	6.55%	4.50
カナダ・bond・ファンド	5.14%	9.87
米国優先証券ファンド	4.52%	22.59

2009年11月30日現在、現金を除き、サブ・ファンドの金融負債に係る未払利息はなかった（2009年5月31日：なし）。

デリバティブ金融商品は、財務書類上記帳されないが、当該金融商品に対して各サブ・ファンドが参加する限りにおいて表示される想定価額に一般的に基づく。2009年11月30日現在保有されるすべてのデリバティブ金融商品の想定額または約定額は、投資有価証券明細表に表示されている。

先物：先物契約は、同意した将来期日に同意価格で特定の証書／商品／証券を一方に売却および他方に購入する義務を課す。

未決済の先物契約に関して、契約価額の変動は、資産・負債計算書日に契約価額を「値洗い」することによって未実現損益として認識される。取引相手方は、マクワイア・バンク・リミテッド、オーストラリアである。

先渡：先渡為替契約を締結する際に、各サブ・ファンドは同意した将来期日に同意価格で外貨の特定数量を受領するかまたは引き渡すことに同意する。すべての先渡為替契約は、2009年12月16日にもしくは当該日前に満了する。未決済の先渡為替契約に係る未実現利益または損失は、約定レートと契約終結時のレートとの間の差額に関連して計算される。取引相手方は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーである。

2009年11月30日に終了した期間の金融商品の取引による利益および損失はすべて、運用計算書に計上される。

## 5. 外貨を含む現金預金

現金残高は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーに保有され、またオーストラリア・bond・ファンドの負担する証拠金301,489豪ドル（2009年5月31日：18,558豪ドル）は、マクワイア・バンク・リミテッド、オーストラリアに保有されている。先物契約に係る証拠金は、ファンドがこれら持高をクローズするかかる時点まで引出制限を課せられることがある。



## 6. 未収債権

	EUR	AUD	CAD	US\$
投資有価証券売却未収金	157,301	-	-	-
ファンド受益証券発行未収金	-	-	-	221,238
未収利息	15	3,228	17	211
その他の資産	-	-	93,863	-
2009年11月30日現在	157,316	3,228	93,880	221,449

	EUR	AUD	CAD	US\$
投資有価証券売却未収金	-	-	155,737	-
ファンド受益証券発行未収金	-	22,395	-	571,000
未収利息	17	797	53	422
その他の資産	-	-	101,042	-
2009年5月31日現在	17	23,192	256,832	571,422

## 7. 未払債務 - 1年以内支払期限到来

	EUR	AUD	CAD	US\$
ファンド受益証券買戻未払金	31,217	77,902	135,842	87,231
投資有価証券購入未払金	186,600	498,545	-	-
未払報酬引当金（注9）	37,419	205,981	165,095	142,899
未払分配金	13,704	261,720	-	104,428
2009年11月30日現在	268,940	1,044,148	300,937	334,558

	EUR	AUD	CAD	US\$
ファンド受益証券買戻未払金	108,698	105,729	87,844	134,548
投資有価証券購入未払金	68,465	-	-	-
未払報酬引当金（注9）	(966)	148,295	106,964	100,800
未払分配金	14,908	320,323	-	386,728
2009年5月31日現在	191,105	574,347	194,808	622,076

## 8. 期中発行および買戻しの買戻可能受益証券

2009年	ユーロ・ bond・ ファンド (口)	オーストラリア・ bond・ ファンド (口)	カナダ・ bond・ ファンド (口)	米国 優先証券 ファンド (口)
期首現在発行済受益証券数	784,610	8,213,400	6,202,960	9,916,120
発行受益証券数	12,200	10,000	100	283,500
買戻受益証券数	(78,630)	(953,400)	(738,720)	(3,673,730)
11月30日現在発行済受益証券数	718,180	7,270,000	5,464,340	6,525,890

2009年	ユーロ・ bond・ ファンド (口)	オーストラリア・ bond・ ファンド (口)	カナダ・ bond・ ファンド (口)	米国 優先証券 ファンド (口)
期首現在発行済受益証券数	947,030	9,422,600	7,452,580	8,062,050
発行受益証券数	3,000	128,750	1,850	2,984,950
買戻受益証券数	(165,420)	(1,337,950)	(1,251,470)	(1,130,880)
5月31日現在発行済受益証券数	784,610	8,213,400	6,202,960	9,916,120

## 9. 報酬および費用

各サブ・ファンドは、以下の年率で、毎日発生し毎月後払いで支払われる月次報酬を管理会社に支払う。

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンドおよび毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド

純資産額の年率0.60%

毎月分配カナダ・ボンド・ファンド

純資産額100,000,000カナダドル以下の場合：0.61%

純資産額100,000,000カナダドル超の場合：0.67%

毎月分配 米国優先証券ファンド

純資産額100,000,000米ドル以下の場合：0.60%

純資産額100,000,000米ドル超500,000,000米ドル以下の場合：0.61%

純資産額500,000,000米ドル超1,000,000,000米ドル以下の場合：0.66%

純資産額1,000,000,000米ドル超の場合：0.71%

この報酬の中から管理会社は、販売会社および代行協会員の報酬を支払う。代行協会員は0.10%の年率で報酬を受領し、販売会社は残高を受領する。

管理会社はまた、各サブ・ファンドの資産から、毎日発生し毎月後払いされる、以下の料率の年次管理事務代行報酬を受領する。

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

純資産額100,000,000ユーロ以下の場合：0.13%

純資産額100,000,000ユーロ超1,000,000,000ユーロ以下の場合：0.115%

純資産額1,000,000,000ユーロ超の場合：0.10%

毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド

純資産額200,000,000豪ドル以下の場合：0.13%

純資産額200,000,000豪ドル超1,000,000,000豪ドル以下の場合：0.115%

純資産額1,000,000,000豪ドル超の場合：0.10%

毎月分配カナダ・ボンド・ファンド

純資産額100,000,000カナダドル以下の場合：0.12%

純資産額100,000,000カナダドル超の場合：0.11%

毎月分配 米国優先証券ファンド

純資産額100,000,000米ドル以下の場合：0.11%

純資産額100,000,000米ドル超の場合：0.10%

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産額の0.06%の料率で、毎日発生し毎月後払いで支払われる年次報酬を受託会社に支払う。受託会社は、その業務遂行上負担した現金支出費のすべてを、サブ・ファンドの資産から払戻しを受ける権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、投資運用会社に以下の料率で年次報酬を支払う。かかる報酬はサブ・ファンドの純資産額に基づいて、毎日発生し毎月後払いで支払われる。

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

純資産額250,000,000ユーロ以下の場合：0.50%

純資産額250,000,000ユーロ超500,000,000ユーロ以下の場合：0.45%

純資産額500,000,000ユーロ超の場合：0.40%

毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド

純資産額500,000,000豪ドル以下の場合：0.50%

純資産額500,000,000豪ドル超1,000,000,000豪ドル以下の場合：0.45%

純資産額1,000,000,000豪ドル超の場合：0.40%

毎月分配カナダ・ボンド・ファンド

純資産額100,000,000カナダドル以下の場合：0.50%

純資産額100,000,000カナダドル超の場合：0.45%

毎月分配 米国優先証券ファンド

純資産額500,000,000米ドル以下の場合：0.60%

純資産額500,000,000米ドル超1,000,000,000米ドル以下の場合：0.55%

純資産額1,000,000,000米ドル超の場合：0.50%

投資運用会社はその報酬の中から、管理会社の承認を得て投資運用会社が任命したすべての投資顧問会社に報酬を支払う。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、印刷費、監査報酬、法務報酬、配達料金、投資運用会社の合理的旅費、および通信費を含む管理会社の一般管理費の全額の払戻しを受ける権利を有する。通常の商業レートで請求されるかかる費用の合計額は、サ

ブ・ファンドにとって大きな負担となる場合があることを投資家にアドバイスする。

未払報酬は、以下のとおりである。

	EUR	AUD	CAD	US \$
受託会社報酬	358	3,440	2,696	1,027
販売会社報酬	2,989	28,661	22,917	17,110
代行協会員報酬	598	5,732	4,494	3,422
投資運用報酬	1,794	28,661	13,481	20,532
投資顧問報酬	1,196	-	8,987	-
管理事務代行報酬	856	7,452	5,392	3,764
副保管費用	295	1,482	-	1,027
監査報酬	2,987	54,263	24,287	39,657
その他の費用	26,346	76,290	82,841	56,360
2009年11月30日現在	37,419	205,981	165,095	142,899

	EUR	AUD	CAD	US \$
受託会社報酬	395	4,016	3,116	2,809
販売会社報酬	3,291	33,468	26,491	23,406
代行協会員報酬	658	6,694	5,194	4,681
投資運用報酬	1,975	33,468	15,583	28,087
投資顧問報酬	1,317	-	10,388	-
管理事務代行報酬	856	8,702	6,233	5,149
副保管費用	1,456	2,362	-	232
監査報酬	1,991	36,175	16,191	26,438
その他の費用	(12,905)	23,410	23,768	9,998
2009年5月31日現在	(966)	148,295	106,964	100,800

## 10. 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産および負債に係る純（損）益

2009年11月30日に終了した期間の投資活動における純利益は、以下のとおりである。

2009年11月30日	EUR	AUD	CAD	US\$
以下からの実現純利益：				
- 受取配当金	-	-	-	117,206
- 受取利息	154,559	2,385,642	1,331,373	1,151,770
- 投資証券および通貨	115,647	(67,703)	364,975	(385,898)
- 純収益平準化	(3,959)	(21,376)	(23,395)	(33,506)
- 純資本平準化	7,305	231,453	(32,466)	-
- 先物契約	-	10,928	-	-
- 先渡為替契約	(11,468)	(77)	(9)	(18)
- その他の収益	1,338	-	-	15,602
	263,422	2,538,867	1,640,478	865,156
以下からの未実現利益の変動純額：				
- 投資証券および通貨	209,666	394,093	1,424,337	6,834,840
- 先渡為替契約	756	-	-	-
	210,422	394,093	1,424,337	6,834,840
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産・負債に係る純利益	473,844	2,932,960	3,064,815	7,699,996

2008年11月30日に終了した期間の投資活動における純（損）益は、以下のとおりである。

2008年11月30日	EUR	AUD	CAD	US\$
以下からの実現純（損）益：				
- 受取配当金	-	-	-	132,831
- 受取利息	194,134	2,775,441	1,746,648	2,080,992
- 投資証券および通貨	(89,483)	(248,517)	224,954	(3,617,834)
- 純収益平準化	(5,365)	(10,047)	(56,570)	(98,717)
- 純資本平準化	61,565	204,481	72,860	-
- 先物契約	-	(30,388)	-	-
- 先渡為替契約	(9,412)	75	36	(29)
- その他の収益	1,000	-	-	359
	152,439	2,691,045	1,987,928	(1,502,398)
以下からの未実現（損）益の変動純額：				
- 投資証券および通貨	231,425	6,143,737	(1,439,246)	(15,544,432)
- 先物契約	-	(9,924)	-	-
- 先渡為替契約	(6,773)	-	-	-
	224,652	6,133,813	(1,439,246)	(15,544,432)
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産・負債に係る純（損）益	377,091	8,824,858	548,682	(17,046,830)

## 11. 利害関係者間取引

通常の取引で生じた以外に利害関係者とのいかなる取引も存在しなかった。管理会社、投資運用会社および関連会社は、財務報告基準（FRS）第8号の下で利害関係者であるとみなされる。当期中に利害関係者に支払われた報酬は、運用計算書上に開示されている。期末現在の利害関係者への未払金額は、注記9に開示されている。

## 12. 分配方針

管理会社は、各サブ・ファンドが受領したすべての純利息、配当およびその他の収益から分配を毎月宣言する意向である。ただし、信託証書に定める規定に従って適当な調整を行うことを条件とする。管理会社はまた、毎月または管理会社が決定するその他の時期に、各サブ・ファンドの実現および未実現売買益から実現および未実現売買損を差し引いた額を、受益者に分配することができる。

分配は各月の最終営業日に宣言され、カナダ・ボンド・ファンド（各月の15日に分配が宣言され、当該日が営業日でない場合には前営業日に宣言され、分配落日の翌営業日に支払われる。）を除く各サブ・ファンドの場合、日本で販売される受益証券に関しては販売会社に対して、分配落日直後の第2営業日に支払われる。分配は、分配落日の前営業日が終了した時点で受益者名

簿に記載されている受益者に対して支払われる。

2009年11月30日に終了した6ヶ月間の分配金は、以下のとおりであった。

	1口当たり分配金	分配金額	1口当たり分配金	分配金額
	EUR	EUR	AUD	AUD
2009年6月	0.019	14,618	0.041	330,212
2009年7月	0.019	14,310	0.040	311,680
2009年8月	0.019	13,959	0.037	282,532
2009年9月	0.019	13,694	0.041	308,268
2009年10月	0.019	13,799	0.041	303,900
2009年11月	0.019	13,704	0.036	261,720
合計		84,084		1,798,312

  

	CAD	CAD	US\$	US\$
	2009年6月	0.034	208,738	0.039
2009年7月	0.028	170,468	0.039	379,459
2009年8月	0.022	130,176	0.032	307,596
2009年9月	0.022	127,332	0.016	151,580
2009年10月	0.022	123,850	0.016	105,853
2009年11月	0.022	121,018	0.016	104,428
合計		881,582		1,431,165

2008年11月30日に終了した6ヶ月間の分配金は、以下のとおりであった。

	1口当たり分配金	分配金額	1口当たり分配金	分配金額
	EUR	EUR	AUD	AUD
2008年6月	0.019	17,790	0.038	354,317
2008年7月	0.019	17,390	0.041	379,817
2008年8月	0.019	17,183	0.040	367,446
2008年9月	0.019	16,565	0.041	372,267
2008年10月	0.019	16,239	0.041	369,050
2008年11月	0.019	16,081	0.038	340,678
合計		101,248		2,183,575

  

	CAD	CAD	US\$	US\$
	2008年6月	0.034	250,682	0.039
2008年7月	0.034	246,986	0.039	306,210
2008年8月	0.034	244,395	0.039	301,702
2008年9月	0.034	241,201	0.039	298,707
2008年10月	0.034	235,888	0.039	295,326
2008年11月	0.034	233,883	0.039	293,295
合計		1,453,035		1,807,135

## 13. 純資産額の推移

	EUR	AUD	CAD	US\$
2009年11月30日				
純資産額	€ 7,242,360	AUD 69,575,683	CAD 54,849,008	US\$ 41,437,102
受益証券数(口)	718,180	7,270,000	5,464,340	6,525,890
1口当たり純資産価格	€ 10.08	AUD 9.57	CAD 10.04	US\$ 6.35
2009年5月31日				
純資産額	€ 7,607,735	AUD 78,148,694	CAD 60,359,780	US\$ 56,927,209
受益証券数(口)	784,610	8,213,400	6,202,960	9,916,120
1口当たり純資産価格	€ 9.70	AUD 9.51	CAD 9.73	US\$ 5.74
2008年11月30日				
純資産額	€ 8,099,650	AUD 87,066,565	CAD 66,185,271	US\$ 46,786,530
受益証券数(口)	846,410	8,963,500	6,839,510	7,518,390
1口当たり純資産価格	€ 9.57	AUD 9.71	CAD 9.68	US\$ 6.22

## 14. 本書で使用された為替レート

以下の為替レートが、資産および負債を各サブ・ファンドの基準通貨へ換算するために用いられた。

	2009年11月30日	2009年5月31日
ユーロ・ボンド・ファンド		
英ポンド	0.91484	0.87778
ノルウェー・クローネ	8.52583	8.90423
ポーランド・ズウォティ	-	4.51125
スウェーデン・クローネ	10.49319	10.72938
米国優先証券ファンド		
ユーロ	0.66607	0.70649
日本円	86.14500	95.45500
カナダ・ボンド・ファンド		
ユーロ	0.63180	0.64473
オーストラリア・ボンド・ファンド		
ユーロ	0.60764	0.56580

## 15. 税金

ファンドは、1997年統合租税法の第739条Bに定義される投資信託として適格性を有している。その収益および利益に対してアイルランドの税金を課せられることがない。

「課税事由」が発生した場合には、税金が発生し得る。課税事由には、受益者への分配金支払、または受益証券の換金、買戻しもしくは譲渡が含まれる。以下に関して、課税事由についてファンドに税金は生じない。

- 1) アイルランド非居住者および課税事由発生時にアイルランドに通常居住していない受益者。ただし、必要な署名入り法定申告書がファンドによって保持されなければならない。
- 2) 一定のアイルランド居住の免税投資家。ただし、必要な署名入り法定申告書がファンドに提供されていない限り、ファンドが受領する受取配当金、受取利息およびキャピタル・ゲイン（もしあれば）には、投資国が徴税する還付不能の源泉税が課せられることがある。

## 16. ソフト・コミッション協定

ファンドは、いかなるソフト・コミッション協定も締結していない。

## 17. 比較数値

運用計算書および買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書上の比較数値は、2008年11月30日に終了した6ヶ月間のものである。サブ・ファンドの直近の会計年度である2009年5月31日現在の比較数値が、資産・負債計算書に用いられている。

## 18. 後発事象

当期末後に、財務書類上で開示を要求されるその他の事象は生じなかった。

[次へ](#)

## ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

## 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

## 投資有価証券明細表

2009年11月30日現在

	名目保有高	公正価額 (ユーロ)	純資産比率 (%)
<b>債務証券</b>			
<b>オーストラリア</b>			
Aust & New Zealand Banking Group 5.25% 20-May-13	50,000	54,262	0.75
National Australia Bank FRN 23-Jun-16	20,000	20,164	0.28
Westpac Banking Corp 4.875% 28-Sep-12	50,000	53,251	0.73
		<u>127,677</u>	<u>1.76</u>
<b>オーストリア</b>			
Austria Government 3.8% 20-Oct-13	96,000	101,421	1.40
Austria Republic 5.25% 04-Jan-11	70,000	73,198	1.01
Telekom Finance 6.375% 29-Jan-16	12,000	13,717	0.19
		<u>188,336</u>	<u>2.60</u>
<b>ベルギー</b>			
Belgium Government Bond 5% 28-Sep-12	193,000	210,151	2.90
Belgium Government Bond 3.25% 28-Sep-16	15,000	15,231	0.21
Belgium Government Bond 5% 28-Mar-35	64,000	70,141	0.97
		<u>295,523</u>	<u>4.08</u>
<b>カナダ</b>			
Xstrata Finance Canada 5.25% 13-Jun-17	50,000	51,145	0.71
		<u>51,145</u>	<u>0.71</u>
<b>ケイマン諸島</b>			
Bes Finance Ltd 6.25% 17-May-11	26,000	27,107	0.37
		<u>27,107</u>	<u>0.37</u>
<b>チェコ共和国</b>			
CEZ AS 4.125% 17-Oct-13	50,000	52,070	0.72
		<u>52,070</u>	<u>0.72</u>
<b>フランス</b>			
BNP Paribas 4.75% 04-Apr-11	25,000	25,978	0.36
Casino Guichard Perrach 6% 27-Feb-12	7,000	7,474	0.10
Credit Agricole 5.971% 01-Feb-18	50,000	56,181	0.78
CSE Damort Dette 3.62% 25-Apr-15	57,000	59,607	0.82
Electricite De France 6.25% 25-Jan-21	50,000	59,039	0.82
France Government Bond 4% 25-Apr-13	131,000	163,473	2.26
France Government Bond 4% 25-Oct-14	133,000	142,413	1.97
France Government Bond 5% 25-Oct-16	116,000	131,140	1.81
France Government Bond 4.25% 25-Oct-17	145,000	156,717	2.16
France Government Bond 6% 25-Oct-25	76,000	94,797	1.31
France Telecom 7.25% 28-Jan-13	14,000	15,942	0.22
GDF Suez 5.62% 18-Jan-16	5,000	5,619	0.08
PPR SA 8.62% 03-Apr-14	5,000	5,950	0.08
RCI Banque 8.12% 15-May-12	4,000	4,404	0.06



	名目保有高	公正価額 (ユーロ)	純資産比率 (%)
債務証券(続き)			
フランス(続き)			
Sanofi Aventis 3.13% 10-Oct-14	3,000	3,071	0.04
Sanofi Aventis 4.5% 18-May-16	5,000	5,339	0.07
SFEF 3% 07-Apr-14	68,000	69,319	0.95
Veolia Environnement 5.875% 01-Feb-12	22,000	23,604	0.33
		<u>1,030,067</u>	<u>14.22</u>
ドイツ			
Bertelsmann AG 4.75% 26-Sep-16	10,000	10,025	0.14
Deutsche Bank AG 5.125% 31-Jan-13	15,000	16,062	0.22
Deutsche Genossen Hypobk 4% 31-Oct-16	100,000	105,532	1.46
Eurohypo AG 4.5% 21-Jan-13	45,000	48,043	0.66
Eurohypo AG 3.88% 21-Nov-16	67,000	69,706	0.96
Ewe AG 5.25% 16-Jul-21	4,000	4,281	0.06
Germany Federal Republic 6.25% 04-Jan-24	36,000	46,261	0.64
Germany Federal Republic 4% 04-Jan-37	151,000	152,593	2.11
Germany Government 3.75% 04-Jul-13	194,000	206,220	2.85
Germany Government 3.5% 04-Jan-16	99,000	104,330	1.44
Germany Government 3.75% 04-Jan-19	210,000	221,589	3.06
Hypothekenbank In Essen 3.88% 21-Nov-13	18,000	18,920	0.26
KfW - Kreditanstalt fuer Wiederaufbau 4.625% 12-Oct-12	125,000	134,350	1.86
Man Ag 7.25% 20-May-16	3,000	3,546	0.05
Merck Financial Services 4.87% 27-Sep-13	3,000	3,215	0.04
		<u>1,144,673</u>	<u>15.81</u>
ギリシャ			
Greece Republic 6.5% 11-Jan-14	97,000	107,115	1.48
Hellenic Republic 4.3% 20-Jul-17	195,000	192,006	2.65
		<u>299,121</u>	<u>4.13</u>
ガーンジー			
Credit Suisse 6.37% 07-Jun-13	40,000	43,655	0.60
		<u>43,655</u>	<u>0.60</u>
アイルランド			
Bank of Ireland 6.45% 10-Feb-10	15,000	15,111	0.21
Cloverie Plc FRN 24-Jul-39	50,000	55,645	0.77
GE Capital Euro 5.25% 18-May-15	20,000	21,383	0.29
		<u>92,139</u>	<u>1.27</u>
イタリア			
Banca Monte dei Paschi di Siena SPA FRN 24-Sep-15	25,000	25,362	0.35
Italy Government 3.5% 15-Mar-11	106,000	109,024	1.51
Italy Government 5% 01-Feb-12	213,000	227,580	3.14
Italy Government 4.25% 01-Aug-14	14,000	14,951	0.21
Italy Government 3.75% 01-Aug-16	23,000	23,813	0.33
Italy Government 5.25% 01-Aug-17	213,000	239,814	3.31
Italy Government 6% 01-May-31	388,000	453,229	6.26
Italy Government 4% 01-Feb-37	2,000	1,779	0.02
		<u>1,095,552</u>	<u>15.13</u>

	名目保有高	公正価額 (ユーロ)	純資産比率 (%)
<b>債務証券(続き)</b>			
<b>ジャージー(チャネル諸島)</b>			
HSBC Capital FRN Perpetual	8,000	6,580	0.09
UBS AG Jersey FRN 16-Sep-19	40,000	39,546	0.55
		<u>46,126</u>	<u>0.64</u>
<b>ルクセンブルグ</b>			
Finmeccanica Fin 8.12% 03-Dec-13	50,000	58,858	0.81
Gaz Capital 5.36% 31-Oct-14	50,000	51,130	0.71
Michelin Luxembourg 8.62% 24-Apr-14	3,000	3,565	0.05
Sogerim 7.25% 20-Apr-11	13,000	13,978	0.19
Telecom Italia 6.87% 24-Jan-13	18,000	20,054	0.28
		<u>147,585</u>	<u>2.04</u>
<b>オランダ</b>			
Bank Nederlandse Gemeenten 4.625% 13-Sep-12	141,000	150,348	2.08
Daimler International Finance 8% 17-Jun-10	50,000	51,725	0.71
Deutsche Telekom International 8.125% 29-May-12	10,000	11,364	0.16
Deutsche Telekom International 6% 20-Jan-17	15,000	16,909	0.23
E.On International Finance 5.125% 02-Oct-12	10,000	10,747	0.15
E.On International Finance 5.5% 19-Jan-16	8,000	8,907	0.12
ING Bank 5.5% 04-Jan-12	15,000	15,615	0.22
Linde Finance 6.75% 08-Dec-15	8,000	9,443	0.13
Netherlands Government 4.5% 15-Jul-17	181,000	197,919	2.73
Rabobank Nederland 4.25% 16-Jan-17	25,000	26,246	0.36
		<u>499,223</u>	<u>6.89</u>
<b>ノルウェー</b>			
Norway T-Bill 0% 16-Dec-09	1,255,000	147,111	2.03
		<u>147,111</u>	<u>2.03</u>
<b>ポルトガル</b>			
Portugal Government 5.45% 23-Sep-13	10,000	11,094	0.15
		<u>11,094</u>	<u>0.15</u>
<b>韓国</b>			
Export Import Bank Korea 5.75% 22-May-13	50,000	52,942	0.73
		<u>52,942</u>	<u>0.73</u>
<b>スペイン</b>			
Kingdom of Spain 4.4% 31-Jan-15	235,000	253,993	3.51
Spanish Government 5.75% 30-Jul-32	75,000	88,253	1.22
		<u>342,246</u>	<u>4.73</u>
<b>国際機関</b>			
Eurofima 4% 27-Oct-21	50,000	50,780	0.70
European Investment Bank 4.75% 15-Oct-17	100,000	110,540	1.53
		<u>161,320</u>	<u>2.23</u>
<b>スウェーデン</b>			
Sweden T-Bill 0% 17-Jun-09	1,515,000	144,375	1.99
Swedish Export Credit 3.625% 27-May-14	60,000	61,891	0.85
		<u>206,266</u>	<u>2.84</u>

	名目保有高	公正価額 (ユーロ)	純資産比率 (%)
<b>債務証券(続き)</b>			
<b>イギリス</b>			
Barclays Bank Plc 5.25% 27-May-14	50,000	53,577	0.74
HBOS 4.375% 30-Oct-19	28,000	23,840	0.33
HSBC Bank Plc FRN 18-Mar-16	14,000	14,224	0.20
HSBC Holdings Plc FRN 29-Jun-20	10,000	10,057	0.14
Imperial Tobacco Finance 4.375% 22-Nov-13	50,000	51,436	0.71
Nationwide Building Society 17-Aug-15	30,000	28,733	0.40
Rolls-Royce Group Plc 4.5% 16-Mar-11	10,000	10,348	0.14
Standard Chartered Bank 5.875% 26-Sep-17	50,000	53,044	0.73
UK T-Bill 0% 07-Dec-09	70,000	76,513	1.06
UK T-Bill 0% 21-Dec-09	26,000	28,416	0.39
		350,188	4.84
<b>アメリカ合衆国</b>			
Bank of America 4.625% 18-Feb-14	20,000	20,415	0.28
BMW US Capital 6.375% 23-Jul-12	15,000	16,421	0.23
Citigroup Inc 3.5% 05-Aug-15	50,000	46,941	0.65
Citigroup Inc FRN 10-Feb-19	10,000	8,581	0.12
General Electrical Cap Corp 4.625% 15-Sept-66	50,000	37,250	0.51
Goldman Sachs Group 3.125% 04-Oct-12	20,000	20,194	0.28
Goldman Sachs Group 6.375% 02-May-18	20,000	22,335	0.31
Intesa BCI Capital 6.988% 12-Jul-11	10,000	9,400	0.13
JPM Chase And Co FRN 12-Nov-19	50,000	49,971	0.69
Merrill Lynch 4.625% 02-Oct-13	15,000	15,239	0.21
Merrill Lynch 4.45% 31-Jan-14	20,000	20,198	0.28
MPS Capital Trust 7.99% 07-Feb-11	6,000	5,280	0.07
New York Life 4.375% 19-Jan-17	50,000	49,830	0.69
Pemex Project 6.25% 05-Aug-13	20,000	21,300	0.29
Philip Morris International 5.875% 04-Sep-15	50,000	56,529	0.78
Roche Holdings 4.625% 04-Mar-13	4,000	4,256	0.06
		404,140	5.58
<b>債務証券合計</b>		<b>6,815,306</b>	<b>94.10</b>

	ノーショナル ・コスト (ユーロ)	未実現利益 (ユーロ)	未実現損失 (ユーロ)
<b>先渡為替契約</b>			
<b>ノルウェー・クローネ</b>			
Short forward currency contracts	(38,000)	8	-
<b>売建先渡為替契約合計</b>		<b>8</b>	<b>-</b>

取引相手方: ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー

## 第5 販売及び買戻しの実績

以下の内容が追加されます。

2009年12月末日までの前1年以内における販売および買戻しの実績ならびに2009年12月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数		買戻し口数		発行済口数	
		本邦内における販売口数		本邦内における買戻し口数		本邦内における発行済口数
2009年1月1日～ 2009年12月31日	□ 12,200	□ 12,200	□ 140,830	□ 140,830	□ 715,510	□ 715,510

## 第四部 特別情報

### 第1 管理会社の概況

#### 1 管理会社の概況

##### (1) 資本金の額

以下の内容に更新されます。

授權資本金は40万英ポンド（約5,861万円）です。2009年12月末日現在、払込済株式資本は、40万英ポンド（約5,861万円）です。

（注）英ポンドの円貨換算は、2009年12月末日現在の株式会社東京三菱銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド = 146.53円）によります。

#### 2 事業の内容及び営業の概況

以下の内容に更新されます。

管理会社は、投資信託の管理を行うことを主たる目的とします。ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにファンド資産に直接または間接に付随するすべての権利の行使を含む管理運用業務を行います。

管理会社は、ファンドの資産の運用について管理会社に投資運用業務を提供する投資運用会社として T・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッドを任命しています。2009年12月末日現在、管理会社は、アイルランド籍契約型投資信託6本のファンドの管理および運用を行っています（純資産額の合計額はそれぞれ2,810,057,743.23米ドル、208,859,514.33ユーロ、1,743,572,242.89豪ドル、85,774,230.76カナダ・ドル、1,090,196,276.73ニュージーランド・ドルです）。

#### 3 管理会社の経理状況

##### <訂正前>

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、アイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第127条第5項ただし書の規定の適用によるものです。

（後略）

##### <訂正後>

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、アイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。

（後略）

(2) その他の訂正

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

## 5 運用状況

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## 上位30銘柄

以下の内容に更新されます。

(2009年12月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	保有数	取得価格 (ユーロ)	時価 (ユーロ)	投資 比率 (%)
1.	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro	イタリア	国債	6.000	2031/5/1	335,000	290,276.60	389,565.47	5.45
2.	Bundesschatzanweisungen	ドイツ	国債	3.000	2010/3/12	300,000	301,950.00	301,430.70	4.21
3.	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro	イタリア	国債	5.250	2017/8/1	213,000	226,913.89	237,776.59	3.32
4.	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro	イタリア	国債	5.000	2012/2/1	213,000	219,792.57	226,837.76	3.17
5.	Spain Government Bond	スペイン	国債	4.400	2015/1/31	205,000	211,113.80	218,037.18	3.05
6.	Belgium Government Bond	ベルギー	国債	5.000	2012/9/28	193,000	196,365.35	209,350.96	2.93
7.	Bundesrepublik Deutschland	ドイツ	国債	3.750	2013/7/4	194,000	205,335.82	205,446.78	2.87
8.	Netherlands Government Bond	オランダ	国債	4.500	2017/7/15	181,000	189,279.20	196,036.76	2.74
9.	Hellenic Republic Government Bond	ギリシャ	国債	4.300	2017/7/20	195,000	181,917.45	180,952.01	2.53
10.	France Government Bond OAT	フランス	国債	4.000	2014/10/25	152,000	157,400.17	161,547.42	2.26
11.	France Government Bond OAT	フランス	国債	5.750	2032/10/25	131,000	162,508.76	159,455.30	2.23
12.	Bank Nederlandse Gemeenten	オランダ	社債	4.625	2012/9/13	141,000	144,159.60	149,834.78	2.09
13.	Sweden Treasury Bill	スウェーデン	国債	0.000	2010/3/17	1,515,000	145,464.05	147,591.15	2.06
14.	Bundesrepublik Deutschland	ドイツ	国債	4.000	2037/1/4	149,000	144,744.33	145,279.17	2.03
15.	Kreditanstalt fuer Wiederaufbau	ドイツ	社債	4.625	2012/10/12	125,000	127,716.25	133,843.88	1.87
16.	Norway Treasury Bill	ノルウェー	国債	0.000	2010/3/17	935,000	110,436.98	112,141.05	1.57
17.	European Investment Bank	国際機関	社債	4.750	2017/10/15	100,000	101,840.00	109,387.10	1.53
18.	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro	イタリア	国債	3.500	2011/3/15	106,000	104,285.22	108,928.78	1.52
19.	United Kingdom Treasury Bill	イギリス	国債	0.000	2010/3/1	97,000	107,585.69	108,523.74	1.52
20.	Deutsche Genossenschafts-Hypothekenbank AG	ドイツ	社債	4.000	2016/10/31	100,000	97,449.50	104,626.50	1.46
21.	Hellenic Republic Government Bond	ギリシャ	国債	6.500	2014/1/11	97,000	108,422.72	101,798.59	1.42
22.	Austria Government Bond	オーストリア	国債	3.800	2013/10/20	96,000	101,604.48	100,761.12	1.41
23.	France Government Bond OAT	フランス	国債	6.000	2025/10/25	76,000	87,232.80	92,841.98	1.30
24.	Spain Government Bond	スペイン	国債	5.750	2032/7/30	75,000	87,551.25	85,551.84	1.20
25.	France Government Bond OAT	フランス	国債	4.250	2017/10/25	78,000	81,307.84	83,182.09	1.16
26.	Austria Government Bond	オーストリア	国債	5.250	2011/1/4	70,000	73,615.50	72,964.64	1.02
27.	Societe Financement de l'Economie Francaise	フランス	国債	3.000	2014/4/7	68,000	67,492.04	68,948.74	0.96
28.	Hypothekenbank in Essen AG	ドイツ	社債	3.875	2016/11/21	67,000	69,177.50	68,948.23	0.96
29.	Belgium Government Bond	ベルギー	国債	5.000	2035/3/28	64,000	74,996.00	68,860.48	0.96
30.	Bundesrepublik Deutschland	ドイツ	国債	3.500	2016/1/4	66,000	68,992.44	68,675.64	0.96

## 第2 財務ハイライト情報

< 訂正前 >

（前略）

b．ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、アイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第127条第5項ただし書の規定の適用によるものです。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

b．ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、アイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。

（後略）

## 第三部 ファンドの詳細情報

### 第4 ファンドの経理状況

#### 1 財務諸表

< 訂正前 >

a．ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、アイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第127条第5項ただし書の規定の適用によるものです。

（後略）

< 訂正後 >

a．ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、アイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。

（後略）